

令和5年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年9月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
市立野洲病院長	福山 秀直	政策調整部長	布施 篤志
総務部長	川尻 康治	市民部長	長尾 健治
市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	馬野 明	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第5番、木下伸一議員、第6番、津村俊二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで、西村教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

西村教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、昨日の東郷議員のご質問の中での答弁を一部修正したいと思っております。

東郷議員の大きな2問目、ICT教育に関わりましてその5番目、リテラシー教育の中で、子どもたちが使うマニュアルが必要ではないかというお答えがあったんですけども、実は既に配布をしております、こんな形で「タブレットの活用のしおり」というのを昨年5月に子どもたちに配布をしております。その中で、学習するときの約束という形でそ

ういうマニュアル、30分に1回は目を離しましょうとか、寝る前は使わないとか、著作権の問題とか、そういうことに関して結構細かく書いておりますので、もう既にマニュアルという部分につきましては配布済みということで訂正をしたいと思います。

以上、訂正をしておわびします。どうも失礼しました。

○議長（荒川泰宏君） それでは、一般質問を行います。発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされますよう、よろしくお願いいたします。

まず、通告第6号、第8番、服部嘉雄議員。

○8番（服部嘉雄君） おはようございます。第8番、服部嘉雄でございます。

今朝の京都新聞を見ておりますと、滋賀版のところに水彩の追憶か記憶か何かって記事が載っておりました。見てみますと、昭和28年9月、1953年、今から70年前の野洲川が決壊した、滋賀県中台風13号の大雨によりまして、いろんな各地で河川が決壊しております。野洲川も北流のところ、六条地先が決壊して3名の方が貴い命を亡くなっておられますけれども、その記事と、兵主村を田舟で救助に向かうというような写真が載っておりました。奥のほうにかやぶきの家が見えておるような、ちょうどあれから70年たっておると。その暴れ川であった野洲川も、昭和30年代から約30年にわたります工事の結果、昭和54年に暫定通水、昭和60年に落差工も含めて全部完成したというようなことで、当時の宇野宗佑代議士やら、いろんな方のご尽力を得て、現在枕を高くして安心して寝られる生活が実現しておる。日野川も同様でございます。日野川も当時、何か私知りませんでしたけど、上のほう、馬淵町のほうで決壊して、6人ぐらい旅芸人の一座の小屋が直接被害を受けられて、6の方が亡くなっている。同時に同じ台風で亡くなられておられる。日野川のほうも、現在工事が進められておると。我々、やはり先人の努力の末に安心した生活があると。我々のやはりこういった議会の役割もそういったことを踏まえてきちっとしていかなければならない、後世に禍根を残さないような決定をしていかなければならないなと強く思った次第でございます。

それでは、私のほうからは、まず市内企業の育成に係る諸問題についてお伺いしたいと思います。

市民の暮らしと福祉の向上は、人口増加や産業の振興が必要不可欠でございます。このためにも、市内の産業振興とそれに係る企業育成は行政の責務であると考えます。

そこで、市内企業の育成に係る諸問題についてお伺いしたいと思います。

まず1点目に、野洲市においては企業立地のための市街化区域、中でも工業地域が十分でないと考えます。市外や、あるいは県外からの工場移転の問合せがいくつもあるのに、ほとんど対応できていないというふうなこともお伺いいたします。野洲市の実情はどうか、また対応が十分にできていないのであれば、今後の方策をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 議員の皆様、改めましておはようございます。

それでは、服部議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本市に工業用地があるかといったような問合せは、過去から多く寄せられております。しかし、議員もご承知のこととは思いますが、農地法などの兼ね合いもありまして、企業を誘致する土地がないというのが本市の実情でございます。

本市の場合、一定規模の工業用地となりますと、市街化調整区域の農地を転用することとなりますので、企業を誘致するにいたしましても様々な課題があるというふうに考えております。

まず、地域の皆様の理解、そして地権者や耕作者の方々の総意による協力をいただくこと、さらに開発に伴います排水対策、道路整備、上下水道の整備、ガスや電力供給などのインフラの整備、何より誘致いたします企業が本市に拠点を置く意思と、その信憑性が重要であります。これに伴います財源も必要となりますし、開発の手法も検討していかなければならないというふうに考えております。こうした課題が山積しておりますので、この課題をクリアする時間も必要ですから、短期的に進められるものではないというふうに考えております。長期的に取り組んでいく必要があるという考えでございます。

市といたしましては、令和3年に策定をいたしました第2次総合計画、また、これに基づきます都市計画マスタープランに示した産業系拡大圏域をまちづくりビジョンの視点で土地利用の転換が図られるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） それでは2番目のほう、先般新聞等で隣接する守山市笠原町地先に40ヘクタールもの広大な工業団地を造成するという報道がなされました。GSユアサ

というんですかね、そういうような電池の会社を誘致するというようなことで、この地域は市街化調整区域でもございますし、しかも農業振興地域である第1種農地であると思えますけれども、改正農村地域工業等導入促進法、いわゆる農業産業法により開発が可能になったものと考えられます。野洲市においても同様の開発手法を検討すべきと考えますが、お考えを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

1点目でお答えさせていただきましたように、企業誘致に関しましては時間がかかります。開発の手法も、その地域の実情に合った法制度を活用されているというふうに考えております。

本市におきましても、ご指摘いただきました法律を含めまして、必要に応じて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 1問目、2問目は外部から企業誘致とかいう話で質問いたしましたけれども、3問目に、ある市内の企業からこんな相談を受けております。40年以上前から精密機械の部品製造の会社を経営しておりますけれども、工場を拡張しようと思っても周りが市街化調整区域であり、なおかつ農業振興地域の農用地区域であると。いろいろ相談しているが難しい、どうすればいいのかと、このような声を聞いております。

この企業は、先代の経営者が自分のお住まいのエリアに40年以上前、当時の行政指導に基づき合法的に工場を建設されたものと聞いております。隣接地にも工場が立地しております。

市内では他にも同様の事例があるものと思えますけれども、都市計画決定や農業振興地域の指定がそれより先か後かは私も存じませんが、現状にっちもさっちもいかないような状態になっております。これではちょっと理不尽ではないでしょうか。どのような解決策があるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 議員の皆様、改めておはようございます。

それでは、服部議員からの3点目のご質問にお答えいたします。

市街化調整区域内に当たりましても、既存工場の増設に関する許可基準が都市計画法第

34条にございまして、当該基準に合致する内容であれば工場の拡張というものも可能だというふうに考えております。

しかし、新たに工場用地として利用する土地につきましては、農業振興地内の農用地区域である場合、これは農業振興地域の整備に関する法律において開発の規制がありまして、開発の制限がかかるということをございしますので、当該土地を農用地区域から外すというふうなそういう必要がございます。

また、その他の法令におきましても土地利用上の制限がある可能性がありますので、これは関係機関とご協議いただきまして、関係法令上適法となれば開発は可能になるというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 現状は、今おっしゃっていただきましたように農業振興地域の農用地である畑地に囲まれておる状態でございますが、実態を見てみますと、この畑地には耕作放棄地が数多く存在します。優良農地として整備されたはずなのに活用されていない。それならもう少し整理して考えて、耕作放棄地を例えばまとめて集約して有効活用できるような土地とするほうが合理的ではないかなというふうに思うわけでございます。食料自給率の確保のために優良農地の保全は大変必要だと思いますけれども、一方、地域産業の振興、企業の育成も市政の大きな課題でございます。

令和3年5月定例会での一般質問で、私六条工業団地の整備と活性化について質問をさせていただき、当時の都市建設部長から、周辺を産業系拡大市街地圏域にしているの、将来的な市街地拡大を想定して都市計画マスタープランの中で位置づけをしております、今後周辺の土地利用の動向を注視しながら実現可能性の検討を行っていききたいといった回答をいただいております。例えば、現地での拡張が難しいのであれば、このような地域を整備して、従来野洲市にございました工業振興助成金のような制度、この制度では工場の移転等も補助対象になっていた、交付金対象になっていたと思いますけれども、こういうような制度を創設するなどして移転を促進するなど、やはり地域の産業の振興にもご留意いただけないかなと、これは要望としておきたいと思っておりますので、どうかご検討いただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。もう一点、4番目でございます。相談を受けている案件がございます。

現在、障がい者の総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業の1つでございます居宅介護事業所を経営しております。買物等で外出したいので輸送してほしいとの要望がお客様のほうからございます。道路運送法第78条第3項に基づく「ぶら下がり許可」と言われるような許可、つまり居宅介護従事者の自家用車を使用して要介護者等の輸送を行おうとする許可を受けようとしておりますけれども、このためには居宅介護事業所の指定を受けていることに加えて、特定旅客自動車運送事業許可、いわゆる介護タクシーと同じような許可の取得が必要でございます。このための申請を近畿運輸局自動車交通部に申請したところ、申請地の住所は市街化調整区域であり、介護タクシーの事業所を設けるのは難しいと。市町村によっては条件付で可など取扱いが異なると言われて、野洲市の窓口にご相談したけれども、市街化区域しか許可できないと言われてました。何とかならないのかと、このようなご相談でございます。

もともとこの事業者も、障がい者福祉向上のために居宅介護事業所を設立し、さらに利用者のニーズに応えようと、法の弾力的な運用に基づいて「ぶら下がり許可」と言われる制度を活用して移動支援事業を始めようとしているわけでございます。この事業者のように、本市の市街化調整区域での申請は不可能なのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、4点目のご質問にご回答させていただきます。

まず、市街化調整区域ですけれども、これは都市周辺の無秩序な開発、これを抑制する目的で定められている区域でございますので、例外的に建築可能となる建築物につきましては、市街化を促進するおそれがなく、かつ当該区域に建築する必要性があるものというのに限られるというところでございます。

市街化調整区域において建築を行う場合や、既存建築物の用途変更を行う場合、都市計画法に基づく開発許可や建築許可を受ける必要がありますが、許可の基準につきましては、いずれの場合も都市計画法34条第1号から第14号までに規定がございまして、各号の基準に合致しない用途の建築物につきましては用途使用することができないというのが状況でございます。

ご質問にございました居宅介護事業所及び移動支援事業所につきましては、これは滋賀県で許可基準が今のところございませんので、本市の市街化調整区域においては、そういった用途で建築物を建築使用するということは認められないということでございます。

なお、居宅介護事業所におきまして、居宅介護従事者が自家用車を使用して要介護者等

に有償でご乗車いただく「ぶら下がり許可」につきましても、これは居宅介護事業所として適切な立地、運用が前提になるということです。市街化調整区域で居宅介護事業所が認められない以上、「ぶら下がり許可」についても同様の判断となりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 再質問です。この居宅介護事業所というのは、現状、市街化調整区域内に事業所を開設されておられる現状があります。これが都市建設部長おっしゃったように既存の建物、自宅に置かれておられるので、これが建築されておられないので、それでいわゆる現状の家屋を利用するの許可があるものだろうと私は思いますけれども、ちょっとその辺は確認はしておりませんが、例えばここに、もし調整区域に居宅介護事業所ができへんのやったら、市街化区域のない市町村では居宅介護そのものが成り立ちませんので、やはり老人、介護あるいは障がい者、介護を必要とする方は市内全域にあるわけですから、ちょっとあんまり硬直的な運用はいかがかなというふうにも私もこれは思いますし、現状、調整区域のところにこの居宅介護の事業所を持っておられるわけです。この居宅介護事業所の開設は、多分この市街化調整区域で建築を伴わないものであるので、許可されているのではなかろうかなというふうに思います。その事業をする中で、今申し上げましたようにお客様の要望により、サービス向上を目指して居宅介護事業者の自家用車を活用して、要介護者の有償輸送を行いたいと考えられたわけでございます。

本来、このような有償輸送には、お金をもらって輸送するには、道路運送法の規定によりまして、介護タクシーのように許可を受けて、緑ナンバーの交付を受けなければなりません。しかし、訪問介護に行った際に、要介護者等から買物に連れて行ってほしいとか、ちょっとレクリエーションに行きたいとかというふうな送迎のニーズがあるにもかかわらず、訪問介護者等の自家用車の使用を禁止することは公共の利益にはならないということで、例外規定として、道路運送法第78条第3項の、公共の福祉を確保するため、やむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて、地域または期間を限定して輸送の用に供するときは白ナンバーの自家用車でも有償輸送が可能であるという、これがいわゆる「ぶら下がり許可」として認められている制度でございます。

この適用を受けようとする、緑ナンバーの交付は不要でございますが、介護タクシーと同様の、先ほども言いましたように一般旅客自動車運送事業許可あるいは特定旅客自動

車運送事業許可が必要となり、近畿運輸局自動車交通部に申請されたわけです。

運輸局としては、この申請許可はバスやタクシー等の許可と同様ですから、事務所は原則、今、部長おっしゃったように市街化でないと許可できないが、このような介護送迎に係る有償運送の事務所などは、市町村によっては条件付で可など取扱いが異なるので、市町村窓口でご相談くださいといった指導をされたわけでございます。ここまで説明したらご理解いただけるものと思いますけれども、事務所だから市街化区域でないと許可できないと拒否することが、公共の福祉の確保に有効なのでしょうか、再度ご検討いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 質問にお答えいたします。

なぜ居宅介護事業所が市街化調整区域に許可が難しいのかというようなこともご質問いただいたかと思っております。

まず、居宅介護事業所ですけども、これは従業員が利用者の自宅を訪れまして、そこでサービスを提供するものでございまして、それは事業所そのものが市街化調整区域にある必要がないという今の現状を踏まえまして、今許可基準がなく、認められていないというような状況になっております。

もう一つ、国が示しております開発許可制度運用指針におきまして、都市計画法第34条1号に該当する施設としましては、施設周辺の居住者が利用する通所系施設である、これは社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設というふうに書かれておりまして、これは社会福祉法第2条に規定されている社会福祉事業の用に供する施設であれば、全て認めますというようなことをうたっているというのでもないということでございます。

現状としましては、都市計画法34条の1号の趣旨ですけども、こちらは主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供すると、これが公益上必要な建築物であって、また移動支援事業所はその性質上、これに今は該当しないということですので、現状としては許可が難しいということでございますけども、当然現状、その社会福祉に関してはいろいろ状況も変化しておりますので、そういうところも踏まえまして、今後の法律の流れにのっとりまして対応していきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○ 8 番（服部嘉雄君） ありがとうございます。ちょっと私も、そこもそれ以上突っ込んだ話は分かりませんが、国とか県とかいろんな関係機関とご相談いただいて、適切な判断をご期待申し上げたいと思います。

それでは 2 点目のほうに移りたいと思います。中主地区の地域拠点である北部合同庁舎の……。中主地区地域拠点と大津湖南幹線についてという大きな設問でございます。

中主地区の地域拠点である北部合同庁舎の市民サービスセンターが 3 月末で業務終了いたしましたして、北部合同庁舎は住民が気軽に相談できる窓口はなくなってしまいました。北部合同庁舎には水道、下水道扱うみず事業所や文化財保護課、図書館分室、野洲市商工会とか社会福祉協議会等もございますけれども、住民から中主地区の空洞化を心配する声もよく聞きます。

一方、現在比江地先から比留田地先にかけて、県道大津湖南幹線の工事が進められております。野洲から守山方面に向かう際、朝夕を中心に混雑が激しい現状が改善されるものと大いに期待するものでございます。

本年第 2 回定例会の代表質問で、中主地区の地域拠点についてお伺いした際には、市長からも現在整備が進んでいる大津湖南幹線が開通すれば、野洲から大津までの移動が飛躍的に便利になり、今後沿線、沿道区域を市街化区域に編入できれば、産業系及び住居系の土地利用が一層進み、地域の活性化にもつながると考えております。今後も引き続き拠点を中心とした都市機能や居住機能の維持、増進に努めてまいりますとの回答をいただいております。

そこで、何点かお伺いしたいと思います。

まず 1 つ目に、北部合同庁舎の今後について、将来的な構想や具体的な計画があればお伺いしたいと思います。

○ 議長（荒川泰宏君） 服部議員、通告で、1 問目で 6 問出ていますけども。5 項目め、6 項目め、これ回答求めますか。

それでは戻り、5 項目め、入札の関係について質問をお願いします。今質問されたことにつきましては、再度質問結構ですので、即回答いただきます。

○ 8 番（服部嘉雄君） すみません、2 枚めくってしまいました。申し訳ございません。

1 番目の 5 番目の質問をさせていただきます。入札の関係についてお伺いしたいと思っております。

野洲市で公共工事の競争入札を行う場合に、工事種別ごとに登録業者のランク付がござ

いまして、例えばCランクの業者の場合、予定価格何万円以下といったランク付がございまして、それ以上の予定価格の工事には参加できないとの制限があると思っておりますけれども、昨今の物価高騰等によりまして工事価格全般が上昇している中、この予定価格によるランク付は見直されているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、服部議員の5点目の建設工事に係る格付ランクの見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在、本市が発注しております建築工事におきましては、野洲市建築工事入札参加者の格付及び選定基準に基づきまして、ご質問いただきましたとおり工種ごとに市内業者の格付また発注を行っているところでございます。

昨今の資材や人件費の高騰によりまして、工事価格が上昇しているという状況は認識させていただいているところですが、平成30年度の選定基準改正以降、発注価格等の見直しは行っておらないという状況でございます。

見直しにつきましては断言いたしかねますけれども、情勢を鑑みた適切な価格で発注に努められるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 再質問します。

今、平成30年以降見直されていないというようなことでございますけれども、今申しましたように、昨今の物価高騰、工事費も当然高騰しておる、予定価格だけは上がっていると、ランク付は変わらないと。そうすると市内の中小事業者さん、B、C、Dのランクの方については、入れる工事がだんだん少なくなってくるというような実態がございまして、やはり悲痛な声も聞いております。

昨日も答弁の中で、一般競争入札は1億円以上は一般競争入札にしているんだというふうなことをお伺いしましたがけれども、それも同じことでございます。市内業者さんが入りやすい指名競争入札がだんだん少なくなっているというようなことでございます。何とかその辺の配慮、別にすこいことをして市内業者を入れよという意味ではございません。合法的に、きちっと市内業者の育成という観点で見直しをお願いしたいと思いますがお考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 物価高騰につきましては、約30%程度、過去、ここ10年間で約3割程度上がっているということも認識しているところですが、その中で、昨日の一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、制限付一般競争入札という制度は設定させていただいているところでもございます。こちらにつきましては、条件等はございますけれども、地域要件を設定して、価格を1億5,000万という設定をしているところであり、現時点では市内業者の、いわゆるそれ以上大きな見直しとなると、なかなか一般競争入札になってしまうんですけれども、そうした地域優先、地域調達の考え方に基づきましてそうした取扱いもしているところでございますので、その点も踏まえて、物価の高騰、人件費の高騰も踏まえながら検討はさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） ありがとうございます。よろしくご検討いただいて、市内企業の育成に努めていただければというふうに思います。

次に6番目ですね、一括発注と分離発注のあり方についてお伺いしたいと思います。

これは例えばの話ですが、今議会で工事請負契約が審議されております学校給食センター改修工事のように、建築工事、電気設備工事や機械設備工事などが混在している場合、今回は一括発注方式を選択されたため総合建設業者しか応札できない、しかも大規模な総合建設業者しか応札できないような状況となっております。もしこれがそれぞれの分野の工事ごとであれば、市内に多数存在するそれぞれの専門業者でも応札できると考えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、6点目の一括発注と分離発注のあり方につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

建築等工事におきましては、原則として設計金額が1億円以上で、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事に区分した際、それぞれの金額が1,000万円を超える場合に3区分に分離して発注をしているところでございます。

考え方としましては、市内業者の受注機会の増大を図ることを目的に実施しているものでございます。

ご質問いただきました学校給食センターの改修工事におきましては、3年間の工事期間のうちで給食への提供を最小限にするため、施工期間が制限されて、夏休み期間のみで工

事を行うということから、その限られた期間において竣工が必要となり、施工業者間の引継ぎ期間等を最小限に抑えるため、野洲市建築工事等契約審査会に付議した上で一括発注とさせていただいたところでございます。

今後も市内業者の育成観点から、適切な発注に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） ありがとうございます。今総務部長からのお答えのように、適切な、今給食センターの場合、ちょっと今おっしゃったような事情で難しいと思いますが、まだまだこれから大きな事業の発注も今後あると思いますし、そういうようなことに関して、それから、先ほどおっしゃったように何というんですか、分離発注、1億円以上とか、あるいは1億5,000万以上とかいろんな基準があったと思いますけれども、その辺の金額の見直しについても、先ほど言ったような物価高騰で、またご検討も併せてお願いしたいと思います。

それでは、ちょっとさっき言いましたような質問についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） それでは、先ほど質問のありました中主地区地域拠点と大津湖南幹線についての答弁を求めます。

川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、服部議員の北部合同庁舎の今後の構想及び計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

北部合同庁舎につきましては、旧町合併後に実施いたしました集中改革プランの中で、庁舎としての機能を終え、市民との意見交換を慎重に重ねた、繰り返した結果、平成25年5月から現在の形である市内公共的団体が拠点を連ねる施設として利用されているところでございます。

今回、北部合同庁舎の窓口機能として配置されました市民サービスセンターにつきましては、新たな行財政改革の取り組みの1つとして今年度をもって業務を終了したものの、従来から施設の性格としては大きく変化はないものと認識しております。

このことから、現時点においては北部合同庁舎の今後の具体的な構想や計画はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 総務部長のお答えは、具体的な計画とかはないというお答えでございますけれども、やはり私も含めて、合併前の旧中主町民は、やっぱり前の中主町役場、今の北部合同庁舎に愛着も持っておりますし、また、どうなるんだろうと非常に関心も高うございます。その辺も含めて、ひとつ期待を裏切らない、やはり中主地区の地域拠点の振興という観点で、よろしくお取り組みいただければと思います。

2番目のほうに移ります。

大津湖南幹線の供用開始はいつ頃になるのか。また県道や市道との交差部分が信号機がつくのか、あるいは一旦停止等で制限されるのか。開通後は大津湖南幹線への自動車の集中が起こると考えますけれども、事故防止に向けた取り組みはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、服部議員からの大津湖南幹線の供用開始時期等についてお答えいたします。

滋賀県で取り組まれております大津湖南幹線整備事業につきましては、令和6年度中の開通を目標に整備を進めているというふうに聞いているところでございます。

次に、信号機につきましては、県道、そして市道との交差点、各交差点におきまして信号機が必要だというふうに考えておりますので、滋賀県とともに、滋賀県公安委員会に対しまして信号機を設置していただくように要望しているというところでございます。

もう一つ、最後に事故防止に向けた取り組みとしましては、道中車道の中央部、ここに安全なために中央分離帯を設けているということですので、交差点では歩行者の安全確保、これに対して車両用防護柵等の設置が予定されているというふうに、こういうふうに聞いております。

また、それ以外にも4車線化に伴いまして、これの安全対策としまして、必要な標識等を適切に設置されるというふうに考えておりますので、今後も事故防止につきましては滋賀県や滋賀県の公安委員会、地元自治会等と連携してまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 今、部長のほうから、市道、県道との交差点には信号機を要望し

ておるといようなことをございますけれども、また、市道が2本か3本かございますし、県道も2本交差しておるとございますけれども、どこについて、どこがつかないとかいうようなことも、早めにやはり地元なんか交通安全の見地からも、あるいはいろんな、やはりことで合意とございますか説明とございますか、遺漏のないようによろしくございますとございます。

それでは、次の質問に移りたいとございます。

大津湖南幹線の既存部分を見ますと、草津から守山にかけて、沿線は大型量販店、工場とか飲食店等が立地して活気を帯びてございます。野洲市の沿線についてもございます。野洲市の沿線についてもございます。野洲市の沿線についてもございます。野洲市の沿線についてもございます。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、3点目の大津湖南幹線沿道の計画についてございます。

大津湖南幹線の沿道につきましては、都市計画マスタープランにおきまして、幹線道路沿線の沿道の土地利用方針、これに今、土地利用がふさわしい沿道は、周辺環境との調和や中心市街地の活性化に影響のない範囲で、商業、沿道サービス施設等の誘導を図るとございます。

その中で、中里地区のまちづくり方針としまして、幹線道路と既成市街地に囲まれたエリアにおいては市街地整備を推進し、産業、住居系の土地利用の誘導を図るとございます。

具体的な開発につきましては、土地所有者や地域住民の総意と理解をもって開発事業者等と進められるということが基本であるというふうにございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） ありがとうございます。当該大津湖南幹線というのは、昭和40年代半ばに、ちょうど中主地区が土地改良を始める前に都市計画決定を打たれてございます。それから既にもう50年近くの年月がたって、ようやく完成の日の目を見るというふうにございます。住民の皆さんももう当時の方は亡くなってございますね。50年前ですから。期待は大きいものがございます。今、部長おっしゃってございますように、

やはり沿線も市街化として、また活用いただけるように、いろいろご立案いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。これで質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第7号、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子君） 第2番、日本共産党、小菅康子です。私は4つの項目について質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず1つ目に、高齢者向け優良賃貸住宅制度について質問をさせていただきます。

高齢者向け優良賃貸住宅制度は、急速に進む高齢化により、高齢者の単身、夫婦世帯が増加する現状を踏まえて、この高齢者単身、夫婦世帯等の居住の安定を図るため、平成10年に創設された国の制度です。具体的には、民間事業者などが高齢者の身体機能に対応した設計、設備を備えて、高齢者に配慮した良質な賃貸住宅を建設条件として、民間事業者には建設費の補助を、また入居される高齢者には家賃補助がされる制度です。

野洲市では、野洲郵便局の隣接地に平成16年4月、5階建て21戸のワンルームマンション「ほほえみやすの郷」が建設をされています。しかし、この制度は国と県、市が入居者の所得に応じて家賃補助を行っておりますが、制度の実施主体である滋賀県は、この制度は開始から20年が補助期間であり、終了する方針を決定しました。滋賀県のこの方針により、「ほほえみやすの郷」は建設されて20年になり、終了となり、このままでは家賃補助がなくなり、来年4月からは入居者の方は全額家賃を払うこととなります。

滋賀県が制度を廃止するにより、野洲市は入居者の方にその旨を通知されており、来年4月以降の家賃更改では補助がなくなるとしています。

言うまでもなく、年金暮らしの高齢者世帯が一気に家賃補助がなくなれば、生活を圧迫することは明らかです。

そこでお聞きします。

今回の家賃補助廃止について、どのような認識なのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、小菅議員からの家賃補助廃止についてお答えいたします。

ご指摘いただきましたとおり、高齢者向け優良賃貸住宅制度につきましては、国と県、市が入居者の所得に応じて家賃補助を行うもので、制度の実施主体である滋賀県は、この制度は開始から20年間が補助期間であり、終了すると、そういう方針を決定しております。

滋賀県のこの方針によりまして、野洲市やすらぎの淡海の家供給事業費補助金交付要綱、これに基づきまして、平成16年4月1日から20年後の令和6年3月31日までの家賃の減額補助を行っていたというようなところでございます。

現在、県内におきましては大津市で4か所、あと野洲市1か所の計5か所が補助の対象となっております。令和4年7月31日に期間満了となりました守山市においても、県の方針に基づきまして延長はされていないというのが状況でございます。

また、この間に新たに制度化されたサービス付き高齢者向け住宅など、他の賃貸住宅に家賃補助を行っていないという中で、「ほほえみやすの郷」に対して家賃を継続するということは、公平性の観点から難しいというふうに考えている状況でございます。

なお、住居者に対しましては、入居時の契約に令和6年3月、ここで終了する旨の記載がございまして、管理会社によっても説明されているということから、入居者の方がご理解の上、契約をされているというふうに認識しているところでございます。

市としましては、お住まいをお探しの方について野洲市営住宅、こちらへのあっせんを行ったり、また野洲市に32か所の住宅があります滋賀県居住支援協議会が行う住居確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅への入居につきまして情報提供を行っている、これは引き続きやっていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

今、公平性の観点から、この事業はもう終了にしたいという旨の答弁がありましたけれども、この公平性の観点から終了というのであれば、20年前にこの制度を実施したときには、低所得者層の高齢者に優良住宅を提供することを目的として市が実施をされたのではないですか。これを、今になって公平性の観点からを理由にするのは、当時市は施策として不公平な制度を実施したと言っているようなものではないですか。当時の実施理由と、今回の廃止の理由は全く真逆であり、整合性がないと思いますが、この点についての認識をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 再質問にお答えいたします。

公平性の観点といいますのは、こういう高齢者の方々というのは一部だけでございまして、現在も多くの方が、低所得者の方々が住居にお困りだというような観点でというこ

とでございます。

そういう観点からしまして、いろんな制度もつくっておりますし、市営の団地というところもしっかり整備をしているところですので、そういう観点で、同じ低所得者の方々に対して同じような、公平に近いサービスを提供していきたいというのが方針でございます。

当該施設につきましては、先ほどの答弁させていただきましたとおり、入居当時に20年間の補助期間ということをお互いに確認をし合いながら契約したものでございますので、この趣旨に対応することと、あと、その母体であります滋賀県のそういう制度というところもこの20年でなくなるというところも含めまして、延長はしないというような考えをしたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問をさせていただきます。

今回の家賃補助の廃止について、先ほどもちょっと答弁ありましたが、対象者の入居者の方にはどのような説明と周知をされたのかをお聞きします。また、制度の存続を求める声があったのか、これに対して入居者の方にどのように説明されたのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 入居者の方につきましては、担当部署のほうから制度がなくなるというような説明に加えまして、状況によっては先ほどの公営住宅も含めまして、家賃に応じた場所のあっせん等もさせていただいております。そこにお住まいになるかならないのかというのは、お住まいになられている方の選択ではございますけれども、市としましては、そういう他の選択肢を含めましてご説明させていただきまして、この制度につきましても、当初の契約どおり継続はしないというようなことも含めてご説明をさせていただいているところです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再々質問させていただきます。

それだけでなく、今コロナ、また物価高騰の中で、年金暮らしで、また医療費など社会保障費の増加で、高齢者の方の暮らしは本当に大変です。例えば「ほほえみやすの郷」の入居者の方で、現在契約家賃が6万5,000円の方がおられますが、うち家賃補助として2万3,800円の補助があります。つまり、この家賃補助がなくなりますと、1か月

2万3,800円も負担が増えるわけですから、年間では28万5,600円もの負担増となります。年金暮らしの方に30万近くの負担増は生活を直撃するのではないのでしょうか。こういう事態を市としてどういうふうに認識されているのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、高齢者の方にとっては2万円というのは非常に大きな負担だというふうに認識しているところではございます。

ただ、この制度につきましては、20年という期限を設けて契約をしているというのが大前提でございますので、その2万円負担をいただくということも認識した上で、家賃に対して低く生活をされたいということでしたら、その他の選択肢というところも市としてはあっせんさせていただいて、丁寧に説明はさせていただいているというふうに認識しているところです。

あとは、そちらに継続してお住まいになるか、もしくは他に移られるかというのは、お住まいになられている方の判断だというふうに思いますので、市としてはその選択肢も含めまして、丁寧に説明をさせていただくということに尽きるということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） すみません、再々々質問をさせていただきます。

実際、年金暮らしの方に月2万円、年間に20万から30万もの負担増が本当に許されるのか、私はあまりにもひどいと思います。家賃大幅値上げとなれば、年金暮らしで大変で、何とかしてくださいという入居者の方の訴えに対して、市に相談に行かれたときに、市営住宅に、先ほども答弁がありましたように、市営住宅などをあっせんしていくということでしたが、その市営住宅も一般の方と同じような応募要件になると聞いています。ですから、そのような問題ではないと思います。

この住宅には、若い方で70代から90代の方が入居されていると聞いています。多くの方は、まさについの住みかと思って入居されています。住み慣れた住居をこの年齢になられて、家賃が大変なら他の物件を探して市営住宅に応募してくださいでは、あまりにも冷たい対応ではないかと思いますが、その点いかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

繰り返しですが、確かに負担増というのは高齢者の方にとってはかなり厳しいものだというふうには認識しているということでございます。

本施設につきましては、建築当時に補助をしたということでございまして、当時は60歳以上の高齢者の方に入居するという条件で、入居者に入っていたという状況でございます。

現状としましては、空き室もあるというような状況の中で、この制度が継続されますと、60歳以上の方以外には入居いただけないということになりますので、本市としましても、そういう建築物のストックをしっかりと活用していくという、そういう社会福祉全体の、高齢者全体のことも考えていくということも重要だと思いますし、あとは入居制限ということも築20年たった中で継続していくということが果たしてどうなのかというところもでございます。そういうところも含めての中で判断もさせていただいたということでございます。

そもそも、この20年間の制度といいますのがもう期限を持っておりますので、繰り返しになりますけども、そういう条件のもとで入居いただいたということで、今回は大本になります滋賀県そのものも制度はもう継続しないということでございますので、本市もその流れに従いながら、あとは他市との関係性も見ながら、今回は継続しないというふうにご説明をさせていただいたということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問2に行きます。

この高齢者向け優良賃貸住宅は期間20年としていますが、自治体が継続を求めた場合、さらに20年延長が可能である制度です。ですから、この制度の重要性と役割を認識されて、滋賀県に存続を市として要望すべきと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 2点目のご質問にお答えいたします。

1点目でもお答えしましたが、県内では延長されたことがないということと、また、認定事業者につきましても令和6年3月で終了するというのを周知しております。これは認定事業者のほうに周知をさせていただいたところです。その上で、これを延ばしてほしいというような相談もなかったということで、滋賀県へ要望するという事は考えていないということでございます。

なお、認定事業者からは、先ほどの再質問でお答えしましたけども、入居の条件に60歳以上であるということがございます。これに対して、やはり応募者がいないということであつたりだとか、あと空き室が増えているというような状況でございますので、ここは年齢制限を外して、しっかりとその建物を活用するという趣旨で空室を埋めたいというふうに、そういうような気持ちもあるというふうに聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問をさせていただきます。

この高齢者向け優良賃貸住宅制度は、さきに言いましたように低所得者層の高齢者に優良住宅を提供することを目的に実施された制度です。そのために、入居者に対する家賃補助とともに、民間業者が高齢住宅、今回のような賃貸住宅を建設する場合に、建設に対する補助が出ています。出されています。ほほえみやすの場合、当時建設費が2億3,142万円でした。そのうち、高齢者仕様に関わる例えばエレベーターであるとかバリアフリーであるとか、そういう高齢者仕様に関わる建設費部分の7,170万円を補助基本額として国が2,390万、滋賀県と野洲市がそれぞれ1,195万円の合計4,780万円を建設費補助をされています。つまり、この制度は家賃補助制度だけでなく、建設費の補助も行っておられ、言うなれば民間事業者の建設であります。公共住宅的な性格を持つ建物であり、制度だと思えます。ならば、この性格からも公共住宅、すなわち市営住宅的な位置づけも必要なのではないかと思えますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、当初ですけども、この20年前は建設する事業費についても補助を出しながら、新たにその建物を建てた上で、60歳以上という制限を設けて入居いただいたというような施設になってございます。

当時は、新たに建物を建てるといふような情勢であったということに加えて、高齢者も住むということで60歳以上という制限を設けて入居いただいたというふうな、そういう制度であるかというふうに考えております。

そういう中で20年たちまして、先ほども申しましたとおり、入居制限に基づきまして部屋そのものも空き室が目立っているというような状況であつたりだとか、あと、その建物そのものも老朽化も進むという中で、この制度につきましては、当初から20年間とい

うような、そういう期間を設けて制度設計されたものだというふうに考えております。

当然、それとはまた別に、当市としましても市営住宅の建設もしておりますし、また、既存の建物につきましても、現在いろいろ部屋を指定して入居いただく、高齢者の方に入居いただくというようなそういうような制度とかもいろいろ進められているというふうに聞いておりますので、今現在の高齢者対策という形でいきますと、いろいろ新たにつくるもの、あと、その既存の建物を利用して入居いただくもの、あと市営として入居いただくものという形で、いろんな制度が継続されて進んでおりますので、そういう中で、どれを選択いただくかというようなことも踏まえて入居いただくというような、そういうものだというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再々質問させていただきます。

先ほども言いましたように、この住宅には多額の税金が投入されているわけです。それが20年たったということで、言えば民間事業者に譲るということになると思うんですけども、それが本当に適切なことなのかどうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 質問にお答えいたします。

建物そのものにつきましては、当初の投資という形で補助をさせていただいて、建築から20年お住まいになられたということでございます。

当然、その建物につきましては維持的な経費もかかりますし、その後の負担というところにつきましては、それぞれその事業者さんをご負担いただくというようなものだと考えております。

その中で、先ほど申しましたとおり、建物そのものにつきましては入居制限というものが制約となりまして、事業者さんの空き室が目立つということは、逆にその収入源を得られないということになりますので、そういう意味では初期投資は補助として負担しましたが、建物を今後維持していくという観点でいきますと、そういう形でちゃんと収入も確保できるような体制も取っていただけないのかなというふうに考えておりますので、そのあたりも含めまして、当初設計されましたこの20年のこの制度につきましては、それを20年という形で当初の補助というものもしておりますので、一定ここで区切りをつけまして、いろいろ選択肢というものもございまして、住居されている方にはそ

れを選んでいただくというような説明もさせていただきますし、そのままお住まいになら
れたいということでしたら、それも尊重しながら対応していきたいというふうに考えてお
ります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問3に行きます。

仮に、滋賀県がこの制度を廃止しても、野洲独自で継続することは制度としては可能で
す。国の高齢者向け優良賃貸住宅制度の家賃補助期間は、実施後20年としています。し
かし、自治体が継続を判断すれば、さらに20年間の継続は可能としています。仮に滋賀
県が廃止を決めたら、財政負担はこれまでの家賃補助の2分の1を国、残り2分の1が市
負担となりますが、制度としては国は認めています。ですから、高齢者の家賃負担軽減へ、
どうしても県が終了をするのなら、野洲市独自でも存続すべきと考えますが、見解をお聞
きします。そこで、2分の1市が例えば負担をするとなった場合の予算はどれぐらいにな
るのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 3点目のご質問にご回答いたします。

まず、見解というところですけど、これは先ほどから説明させていただきましたとおり、
制度の話であるかとか、あと、お住まいの方への説明、あと、事業者からのいろんな聞き
取りも含めまして、この制度そのものは存続するということは考えていないというふうな
状況でございます。

ただ、議員おっしゃる仮にですけれども、今、市の負担ということを計算しますと、令和
4年度、これを例に取りますと、全体事業の2分の1、これが国庫補助金というふうにな
っておりまして、これが217万円です。4分の1が県の補助金の108万5,000円、
4分の1が市の負担となりまして、これも同額で108万5,000円、合計の434万
円、これが金額の全体になります。

これが同額とした場合ですけれども、国の負担はそのまま県が負担をやめたということ
になりますと、県の負担分を市が背負うということになりますので、その場合は市の費用
は217万円となりまして、全体では108万5,000円の増額となるということにな
ります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 例えば、市がこの事業を継続するといった場合には217万円という予算になるということでした。予算的には、決してできない予算ではないかと思いません。

前段も言いましたように、現在高齢者を取り巻く現状、本当に大変です。とりわけ年金暮らしの世帯に年間20万から30万もの負担増になるだけに、この事態に手を差し伸べないのは、まさに今の市政のあり方が問われていると思います。改めて滋賀県に制度の延長と、最悪の場合でも野洲市独自で継続をされるように求めます。

また、この問題は、単にここに住まれている方々だけの問題ではなくて、高齢者の方にいかに安心、安全な住居を提供するかという、そういう問題も含んでいると思います。そういう立場に立っていただきたいと思いますが、最後に見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

何度もご説明させていただいておりますように、高齢者の方への負担増というのは決して望ましくないというふうに思っているところでございます。

そういう中でも、この制度につきましては、繰り返しになりますけれども20年の制度設計という中で初期投資の補助が決められ、その後の補助というところも一定の率を決められて、期限付ということで、相互の理解のもとで進められたものだというふうに考えているところです。

もう一つは、今建物そのものの有効活用というところも非常に課題というふうになっているところです。当初の60歳以上という制限があるおかげで、ここに建っている建物にはやっぱり空き部屋もございまして、そこに住みたいと思われる方に入っていただくということも、これも1つ重要なポイントかというふうに思っておりますので、この状況も含めまして、この制度そのものにつきましては延長はせず、そのまま一旦終わりとさせていただいて、その選択肢、これも含めまして丁寧に説明するという中で個々の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅議員。

○2番（小菅康子君） 次に、2点目のマイナンバーカードについて質問をさせていただきます。

マイナンバーカードに関わって、今いろいろ混乱とか混迷、国民の不安や批判が広がっています。世論調査でも、マイナンバーカードの制度そのものに不安を感じる人は共同通信で71%、朝日新聞で73%、毎日新聞で64%と極めて多くなっています。昨年10月に、来年秋の保険証廃止方針を国が突然表明をしたり、この間、期限付の2万円分のポイントでカードの取得や保険証としての登録を急がせたりした強引な普及策が、国民の健康や個人情報の保護など、二の次三の次で進められてきたことにあると思います。

その結果、例えば健康保険証を一体化したマイナンバーカードに他人の保険証の情報が登録されていた事例が8,441件もあることが明らかになりました。その他に、コンビニで別人の証明書が発行されたり、公金受取口座に他人や本人以外の家族口座に登録するなど、次から次へとミスが明らかになっています。いずれもあってはならない個人情報の事実上の漏えいになりますし、とりわけ保険証の場合は単なるミスで終わらず、命に関わる重大問題になることもあります。

このような相次ぐミスに対して、世論調査でも来年の紙の保険証廃止について、保険証廃止に反対が共同通信で72%、朝日新聞で56%、毎日新聞で57%です。廃止賛成は共同通信では僅か24%でありました。

以上、現状を述べましたが、市民の制度への不安解消へ質問をさせていただきます。

これまでの政府の拙速な進め方により、今いろいろ混乱と混迷、また不安、批判が出ていますが、このことにつきまして、市長はどのような認識をされているのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員の政府のマイナンバーカードについて、政府の進め方に関する市長の認識についてのご質問にお答えをいたします。

これまで全国各地においてマイナンバーカードのひもづけ誤りや、コンビニ交付のシステム不具合が発生したことから、マイナンバーカードの信頼確保のため、政府主導で総点検が実施されているところであります。今後、政府において自治体などにおける事務的なミスや、システムトラブルの原因追究を行った上で、責任を持って情報発信を行われ、一刻も早く全ての利用者の方々に不安を払拭していただくことが重要であると認識いたして

おります。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 2つ目の質問に行きます。

政府は国民の批判に対して、岸田首相が8月の4日に、来年秋の保険証廃止の方針は現時点で維持する考えを示しました。一方で、カードの未取得者などの保険証代わりとする資格確認書は申請を必要とせず交付するとして、有効期限は5年以内に延長可能とする方針を明らかにしました。これだとすると、医療機関での保険証の資格確認方法はマイナ保険証、そして来年秋から2025年秋までの現行の紙の保険証、そして資格確認書の3種類が混在することになります。これにより、医療機関も複雑な事務業務等負担になりますし、自治体にしましても、同様に事務負担とシステム改修など、一層混迷が懸念をされます。そもそもこんなことをしなくても、紙の保険証を存続させたらいいだけのことと思いますが、予想される懸念に対して、どのような認識と見解なのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

去る8月24日に開催されました第166回社会保障審議会医療保険部会の資料に基づき、本市国民健康保険の保険者としての運用に照らしたとき、令和6年8月の国民健康保険更新時には、令和7年7月31日までの有効期限の国民健康保険証を発行しますが、令和6年秋以降、本市の国民健康保険証は発行できなくなります。代わって、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を交付する運用になります。

この資格確認書の交付に伴うシステム改修費については、現行システムを活用し、改修は最小となるよう、国において省令改正を検討されておられます。しかしながら、性急な現行の保険証の廃止によって市民の皆様が混乱を来さないように、国による丁寧な説明を期待しているところであります。また、市民や現場に即したシステム構築がされれば、システム利用者側は作業の簡略化等、様々な面でのメリットは出てくるものと認識をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問をさせていただきます。

改めてお聞きをしますが、このマイナ保険証について、医師の立場からこの問題を憂慮して、全国保険医協会が声明や、また地方自治体及び議会に陳情や要請をされています。今議会に向けて、野洲市議会に対しても陳情書が提出をされています。この中で、保険医

協会は、他人に医療情報が閲覧された事案は現行の健康保険証では起こり得ないトラブルです。他人の情報ひもづけが完全に解消されない限り、医療者は共有データの信憑性を疑わないといけなくなります。間違った処方など、医療過誤など医療事故にもつながりかねませんと主張をされています。これは、まさに医療現場で患者さんの命と健康を預かる医師の声です。

保険医協会は全国で10万7,000人の会員で、開業医の63%が加盟されている医師の団体です。この陳情については、私は重く受け止めるべきだと思いますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） いろんな混乱が喫しているということは大変遺憾に思いますし、ただ国がマイナ保険証について進めておられます。

先ほども申し上げましたとおり、利用者の不安の払拭等々、そしてまた国による丁寧な説明をしっかりとっていただき、解決していただくように私は思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問3に行きます。

現行の進め方には大変大きい問題があると思います。とりわけ紙の保険証廃止については、延期や撤回を求める声が多数です。野洲市民の不安解消に答えるべきやと思います。よって、命に関わる保険証廃止はやめるよう、市長は国に要望、申し入れていただきたいと思いますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化するなどのマイナンバー法等の一部を改正する法律が既に成立していることから、行政としては法律にのっとり事務手続を進めることが責務であると考えております。

また、岸田総理自らが保険証の全面的な廃止は国民の不安を払拭するための措置が完了することが大前提と述べられており、本市としては保険証の廃止についての要望、申入れを行うことは考えておりません。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） マイナンバーカードは終わります。

次に、3点目の18歳までの医療費無料化制度についてお聞きします。

滋賀県が7月18日、栢木市長も参加されました県下19市町首長会議で、子ども、障がい者を対象とした医療費助成制度について、滋賀県としての拡充案を示しました。これまでの就学前までを、来年度から高校生世代まで対象に拡充するというもので、このことについては県民の強い要求でもあり、評価をするものです。

しかし、具体的な内容はこれまでの就学前までに加え、滋賀県が拡充をするのは高校生世代の15歳から18歳までであり、いわゆる小中学校年齢については、これまでどおり市町の施策にするというものです。つまり、中抜きであり、県下の市町が小中学生までの医療費助成は県に財政支援を求めているにもかかわらず、財政支援しないとしたことは問題だと思います。

7月の首長会議では、知事の案に対して、子どもの健康づくりは市町と県がしっかり取り組んでいくもの。就学前の2分の1ずつの負担を高校生まで拡充する手法を取るのが一番県民にとって分かりやすい。また、2つの団体、彦根市と栗東市、彦根市は先日中学生まで拡充が決まったと聞いていますが、栗東市はまだです。それで、中学生ができていない、どこに住んでいても、県内であれば等しく同じ医療サービスが受けられるということを考える。ふぞろいな部分があるとすれば、広域自治体である県が埋めに行くのが役割だと、相次いで批判の声が出されています。私は、各首長の意見はもっともだと思います。

そこで、問1です。

今回の知事案に対して、市長はどのような見解なのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員の18歳までの医療費無償化制度についての1点目、今回の知事案に対する市長の見解についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本市の子どもの医療費助成などに対しては、少子化対策及び子育て支援対策の一環として、国の責任において、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設を求めるとする考えに基づき、これまで国に対して要望してまいりました。しかしながら、国、県において、なかなか制度創設、拡充が望めないことから、本市における子どもの医療費助成制度を義務教育期間である小中学校生までに拡充したところでございます。

このたび、滋賀県からは県制度による高校生世代の福祉医療費助成制度の創設をご提案いただきました。実施主体は県内の市町ですが、該当者に扶助する経費については県に全額を負担していただけるものと聞いております。市単独では高校生世代までの拡充が難し

かったところへ、この提案をいただいたことにより、就学前から18歳まで切れ目なく子どもの医療費支援ができることから、私としては評価できるものと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 2つ目の質問に行きます。

そもそも、県民全体の福祉、医療に責任を持って、県下のどこに住んでいてもひとしく福祉、医療のサービスを受けられるようにするのが滋賀県の仕事だと思います。それを小中学校年齢は各市町の施策とするのは県の責任を放棄するに等しいと思いますが、この点について、再度市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

子どもの医療費助成のみならず、行政機関における施策は市民、県民の税金によって成り立っております。限られた予算の中で、県内のどこに住んでいても高校生世代まで医療費助成が受けられるよう、県が全額負担する形で、まずは高校生世代に限って福祉医療費助成制度の仕組みを考えられたことは一定の合理性があると考えており、小中学生の助成に県負担を求めることについては、今後の課題と認識いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問3に行きます。

今、今後の課題というふうに答弁されましたが、現在子どもの医療費の助成の制度、助成の費用は就学前が県が2分の1、市町が2分の1です。

1つ目に、この制度を就学前から18歳まで全てを県制度として実施すること、2つ目に、財政負担は現行の県と市町が2分の1ずつとすること。また、3点目に、現在県下19市町でも一部負担を徴収している市町、野洲市もしていますが、ありますが、これを廃止して、県制度として完全無料化にすることが必要と考えますが、以上、県が行うべきであり、市長が知事に野洲市として申し入れていただきたいと考えますが、市長の見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

先ほどの私の見解でも述べましたように、子どもの支援策は国が本来担うべきものと考えております。それを踏まえた上で、まずは滋賀県が高校生世代への医療費を負担する形で、県内全域で18歳までの医療費助成が実現されることは一定の成果と評価している

ところで、小中学生の福祉医療費に係る費用について、新たに県の財政支援を求めることについては、引き続き検討課題として県と市町で協議をしていきたいと考えております。

なお、自己負担の完全無料化については、現在のところ私は考えておりません。医療費助成の財源は市民の税金で賄っております。厳しい財政状況の中で、持続可能な制度としていくためには、一定の受益者負担をお願いすることも必要と考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 子どもの医療費については終わらせていただきます。

次に、4点目の精神障がい者に対する医療費無料化制度の改善について質問します。

精神障がい者の医療費助成の拡充は切実な願いとなっています。疾患の程度や症状は様々ですが、治療と回復には、ご家族も含め、根気と時間を要するものです。その結果、自宅に籠もることや就労が困難な場合が多く、経済的困難になる家族が多いとされています。しかし、現在、身体障がい者及び知的障がい者は、診療科にかかわらず、医療費助成がされていますが、精神障がい者は精神科の通院のみで、他の診療科は対象外で、医療費負担が重くのしかかっています。

この問題では、野洲市議会でも2月定例議会で市議会に提出された請願を受けて、県知事に対して、精神障がい者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書を全議員の賛成で可決し、知事に提出しました。また、同様の請願や意見書は、県下の市町の議会からも提出されています。

これらの要望を受けて、去る7月18日開催の県首長会議では、県は1級に対しては対象にすることを示されましたが、2級については外されました。この方針に対して、各首長からも厳しい意見が出されました。

問1です。

以上が経過ですが、市長はこの切実な願いである精神障がい者に対する無料化拡大について、市長自身どのような認識をされているのかお聞きします。また、知事が1級のみ対象とするとした方針について、どう評価されているのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 精神障がい者に対する医療費無料化制度の改善についての1点目、1級のみ対象とした方針の市長の評価についてのご質問にお答えをいたします。

本市においても、これまで精神障がい者の医療費助成制度の拡充については県に対し要望してきており、今回、県制度において1級の精神障がい者のみではありますが、全ての

診療科を受診できるよう制度を拡充されたことは、大きな第一歩を踏み出せたとして評価いたしております。知事からは、今回の拡充で全て解決できたとは思っていないといった課題認識が示されており、今後の動向に注視していきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問をさせていただきます。

首長会議で知事が示した方針は、1級については全ての診療科を対象に無償化するというものですが、しかし2級については2種を保持することとして、拡充の対象から外しました。しかし、精神障害者手帳保持者の多くは、低い障害者年金で暮らす2級の方々です。滋賀県内では約8,000人おられます。野洲市議会に請願を提出された請願者も、また、滋賀県精神障害者家族会連合会も2級までの拡充を強く求められています。市長自身、具体的にどこまでを拡充すべきと思っておられるのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私自身の個人的な意見では、1級、2級平等にというふうに思うんですけども、今、今回1級まで拡充されたということは、これはもう大きな一歩だというふうに認識もいたしておりますし、知事自体も先ほど申し上げましたけども、今回の拡充で全て解決できたとは思っていないということを言っておられますので、今後の課題認識がそういう課題認識が示されておられますので、今後注視していきたいなというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問2に行きます。

この問題は、福祉医療に対する姿勢が問われていると思います。7月の首長会議でも、知事が2級を外した提案に対して、他の首長からは厳しい意見、批判も出されています。

仮に、1級、2級を無料化するとしたら、その予算は約3億円ということです。行政の姿勢の問題だと思いますが、そこで、市内の関係者の切実な願いであり、市長が知事に実施を求めるべきと考えます。再度市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

私も精神障がいの方の家族会の方とお出会いし、ご要望の主旨はお聴きいたしております。

障害者手帳には、身体、療育、精神の3種類があり、制度ごとに規定する等級の基準が異なるため、全く同じ取扱いとすることは難しいと考えております。

ただ、障がい者の福祉医療助成のあり方については、先ほども申し上げましたとおり、県においても課題認識をしているとのことで、今後も県と市町において課題を整理しながら、制度のあり方を検証していくとともに、引き続き県に対して制度の拡充を求めていきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 子どもの医療費無料化についても、精神障がい者2級の方への拡充についても切実な願いでありますので、ぜひとも県に強く要望をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第8号、第12番、山崎敦志議員。

○12番（山崎敦志君） 第12番、新誠会、山崎敦志です。

今回、2点質問をさせていただきます。都市づくり将来ビジョンについてということで、1問目、質問させていただきます。

野洲市総合計画は市の最上位計画であり、野洲市総合計画の改訂に今取り組まれています。他の関連計画の指針となり、野洲市都市計画マスタープラン、野洲市立地適正化計画と一体で改訂が進められます。

都市計画マスタープランは、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら、地区別のあるべき市街化像を具体的な将来ビジョンを確立されます。

そこで、地元の三上学区が抱えている問題についてお尋ねします。

令和7年秋、国道8号バイパス供用開始が予定されています。バイパス周辺には不整形な農地が多く残されています。本線は高架であり、側道は交通量は多くないと想定できませんが、道路周辺の沿道サービスに関わる開発の方向についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、山崎議員からの国道8号バイパス沿道サービスに関わる開発の方向性についてお答えいたします。

国道8号野洲栗東バイパス沿線につきましては、これは都市計画マスタープランに、幹線道路沿道の土地利用方針を定めておりまして、内容としましては、土地利用がふさわしい沿道は、周辺環境との調和を配慮しながら商業、サービス機能の充実に向けた土地利用の誘導を図るということとしておりまして、産業系拡大市街地圏域に位置づけられています。

具体的な開発につきましては、土地所有者、また地域住民などの地域の総意、あと理解をもちまして、あとその開発される事業者等と進められるということで考えているところでありまして、具体的な計画が、これが方向性がまとまりましたら、市としましては区域区分の見直しなどの必要な手続、これを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 先だって質問して、市長から回答いただいた答弁と同じような形です。

ただ、地域でやはり今三上学区と言いましたけど、三上自治会といたしまして、やはり今後のまちづくりしていくために、自治会役員と地元企業、20社ぐらいあるんですけども、集まって、今後の三上のまちづくりにどういうふうな要望をされるのか、バイパスに関わる開発、今後どうなるかというのがまだ明確には出ておりませんが、各企業が工場用地拡大したいとか、駐車場の整備をしたいと。地権者は、農地が排水路、用水路、そういうようないろいろな問題も抱えておる地域もありますので、それと変形地が残っている、そういう部分について、どのような地域として今後考えていくかということは今、年に2回、上期、下期で企業との連絡会を、意見交換をやっております。企業さん独自が市に要望するのはやはりダイレクト過ぎるということで、まず三上地区については三上自治会の役員に相談していただいて、要望の中にそういうような要件があれば出してもらおうというようなことを今進めております。今後そういう要望が固まってくれば、今の地区見直し等々沿道開発等もあると思うんですけど、農地の半端なところ、特にバイパス沿いに妙光寺小中小路線の道がついております。あそこら辺も計画では最終的にはバイパスの沿道の利用と、あと中畑抜ける道の開発等あると思うんですけど、そういう道的なもの、今後接続する道的なものについて、地域よりも市の考えとして、どのような路線を残されるのかお教えいただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

あくまで道路の沿道につきましては、先ほどお答えしましたその都市計画のマスタープランに基づいてまちづくりをしていくということでございますけども、具体的な都市計画に関する提案につきましては、今この事業者の方々が中心にはなるんですけども、都市づくりにご参画いただける制度としまして、都市計画法に基づきまして都市計画提案制度と

いうものもございます。これは区域区分の見直しだとか、その地域計画を進めていく際に具体的に活用できる制度でございまして、これはそういう提案で、要件であるかとか、あと区域の面積も含めまして事業者、あと地域の方々と一体となって、この地区をどうしていくかということを提案いただくというような制度になります。

こちらとしましては、そういう地元の総意も受けた上ででございますけども、それから区域区分の定期見直しということで、滋賀県が決定するそういう区域区分、あと用途地域の指定ということに作業として進んでまいりますので、そういう動きがあるということにつきましては、当市としましても情報をしっかりいただくという形で、地域のいろんな進展に努めていけたらというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） それはもう開発要件が出てこなければ、なかなか道路整備というのはいえないと思います。

ただ、前回の定例会で質問させてもらった砂川河川跡の道路計画、中長期の計画にありますけれど、妙光寺小中小路線というのはそれに接続する市道になると考えますので、その辺については、やはり開発云々よりも道路計画の中に砂川廃川のところの道というのが、地域の要望でバイパス接続含めた形の道になっておると私は考えておりますので、それにまた地域の生活道路的なものが接続する、そういうようなイメージは持っていてよろしいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

主要となる国道8号に接続する市道につきましては、先般公表しました道路整備計画、これは市道の計画でございまして、その中でネットワーク幹線市道というところもしっかり1つの柱として位置づけておりますので、先ほどの妙光寺線、この地域に造ります道路も環境整備が整えば、その計画に基づいて着手をしていきたいというふうに考えております。

先般出した計画につきましても、状況に合わせて適宜見直していくというふうに位置づけてございますので、そこは地域の方にその道路事業を説明して、しっかりとご理解いただいたところから中心に事業は進めてまいりますので、状況によってはそういう流れで柔軟に道路整備のほうも進めていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） しっかり方向が決まっている計画に対して、今後開発がどのように進んでいくかも含めてですけれど、先ほど申し上げましたように、三上自治会は地域企業、地域住民との意見交換も今取り組んでおります。早急に何らかの、数件課題は聞いているようですので、やはり学区地区別懇談会というか、行政との懇談会までに三上自治会にどのような要望が出ているのかりサーチしていただけるのは可能でしょうか、事前に。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

三上学区からのいろんなご要望というのは事前にお聞きもしておきまして、また、行政懇談会の場でもやり取りはさせていただくものだというふうにも考えております。事前にどういう要望があるかというのは、各学区からもお聞きしていますので、そこは事前にしっかりと調整の上で、また当日でもお答えさせていただこうかなというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） しっかり地域の要望を聞いてやっていただきたい。検討するという回答じゃなくて、前向きな事例を合わせた回答をお願いしたいと思います。

2点目、市内でも三上学区は高齢化率が高く、特に近江富士団地では令和2年4月時点で46.1%になっております。

このような地域に、異常気象時に避難情報レベル3、高齢者避難が発令されても、隣接地に指定避難所がないため、高齢化率の高い地域において防災型小規模コミュニティセンター設置について要項が出され、令和2年9月の市議会全員協議会で提案されています。

質問については、前回山崎議員のほうから質問された内容とかぶっておりますから同様の回答になると思いますけれど、建設予定地の選定に関する条件を満たす、市内の中で条件を満たすところは旧三上幼稚園跡地とされておりました。現在どのような状況であるか、当初予定どおり進まない問題点は何かを再度お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、防災型小規模コミュニティセンターのことについてのご質問にお答えさせていただきます。

当該施設につきましては、平時においては自治会館の機能として使用していただくことにより、地域コミュニティの活性化に活用し、災害時には、高齢化率が高く、各学区に配置された避難所機能があるコミュニティセンターから一定の距離がある地域に、新たに避難所としての活用を想定しているものでございます。

当初の建設及び大規模改修においては市の負担とし、それ以外の維持管理の負担については、主として活用される地域の方々をお願いするものであります。

令和2年3月末に近江富士自治連合会から要望いただき、市としても庁議及び議会全員協議会での説明を経て、同年10月9日に当該施設整備に向け協議を行う旨の回答を行ったところです。

その後、市としては整備する施設内容やその運用等に関して、近江富士自治連合会と協議を進めておりましたが、主として施設の維持管理等において、双方の考えの相違等があったことから、その調整を行う中で、令和5年3月28日に再度近江富士自治連合会からの要望書を頂き、現在これに基づき、引き続き協議を行っているところです。

具体的な協議内容につきましては、現在近江富士自治連合会と協議中であり、詳細については、お答えを差し控えたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 前回の答弁と同じ内容というように理解しております。

ただ、防災型小規模コミュニティセンター避難所ということで、近江富士が立地に合っているから自治会会館的な形で申請されたと思いますけれど、やはり高齢化率は近江富士だけじゃなくて、南桜、北桜も高齢化率が高くなっております。やはり何か所も避難所があれば、当然小規模だから一時的に高齢者の避難困難者が入られて、また安全なところへ移動するその一時的な退去場所だと考えています。だから高齢化率、この提案された、行政から防災型小規模コミセンを提案されたのが令和2年、そのときにここを読み上げた46.1歳、今、近江富士の地域の7区ありますけれど、6つの区、当初から開発された、県の公団で開発された6つのところについては50%を超えているところが3地区、45歳ぐらいが2、40歳ちょっとが1と、かなり高齢化率いっています。また、南北桜も高齢化率が42%超えています。

だから、そこで、やっぱり独居老人的な方とか体の悪い方は、地域として、窓口としてそういう三上コミセンまでの距離があるということで、その地域に防災小規模コミセンを

つくってもらふことは、地域の者の安全、安心につながるという意識で、当初からこの制度ができたときに、南北桜の地域の方が言われていました。近江富士だけが避難するんじゃないくて、その周辺の高齢者が避難するという場所です。だから、実際これで提案されて3年がたって、やはり平均高齢化率が1.5歳ほど上がってきているそういう地域、今後ますます高齢化率が上がっていくのに、自治会館として利用する、運営をそのまま近江富士会館と同じような形で使われる。でも、災害時にはその地域以外の方も避難できるというようなことも十分理解していただいて、私どもはやっぱり早期に今の話が進むように地域の理解を求めたいと思いますけれど、ここで尋ねたいのは、近江富士のその窓口になっておられるところは役員は1年交代でされています。私の知っている去年の自治会長さんなんかは2回目の自治会長で、この問題昔から建て替えが必要だという話が出ていたけれど、そういうような建設委員会とか、そういうもので市と協調して前向きに話ができる組織をつくって進めたいということを知っていましたよ。それからしばらく、5年の3月まで話が飛んでいたんですけど、今交渉されているのは、今の順番でいったら7区の自治会長か連合会長か分かりませんが、その辺と話されているだけなのか、全体でそういうものに対する委員会をつくられてやられているのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 近江富士自治連合会さんもおっしゃっているように、毎年度替わられるということで、その弊害は十分に理解されております。

それで、3年ほど前から同じ方が建設委員会にも入っておられて、引き続きその方も含めて話しております。お話しする内容によって、細かい内容の場合でしたら自治連合会の会長さんと、あと数名というパターンもありますし、皆様、近江富士自治会館でそれぞれの区の自治会長さんとかも含めたお話もさせてもらっております。

議員おっしゃっているようなお話はおっしゃるとおりだと思いますので、そこは向こうも引き続きというか、きちっと意思統一を後年度までするように努力はされているものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） その方向で進んでいただくと、やはり市が安全、安心を求める施策が前に進むと思います。

何せバイパス問題でも、地元の七間場自治会でも建設委員会が立ち上がって、初めて条

件交渉とかそういうのが進んで、バイパスの大きな問題、住宅に近いところを走る問題が解決したというような事例もございますので、やはり、そういう連合会の複数年その問題に携わる組織をやっぱりつくっていただいて、積極的に、補助金もらえるところは、もう市に頼るしかないと思われています。ただ、他の地域でも公民館事業を市民部にお願い、建て替えとか建設補修したら、3分の1は補助金が出て、あとはもう自分たちの負担で屋根直したりとか、そういうのはしています。やはり、そういういろんな補助金もあるということをいろいろと近江富士の建設メンバーにお知らせいただいて、県に補助金もらえるのか、あそこを開発した公団に建て替えのために補助金をもらおうとか、そういうプッシュをまたしてやっていただきたいと思います。

次、3問目、各学区でも大きな問題となっています通学路の狭隘な部分に、特に旧村には多くあると思いますけれど、メイン道路に渋滞が発生すると、必ず狭隘な通学路へ車が入り込んできます。見守りボランティアに監視していただいているのですが、安全喚起を声かけするだけで、通行禁止する権限もなく、車をとめることができない。また、時には進入車両に強く抗議される場合もあります。安全な通学路の検討見直しをされても、交通マナーを守らない運転手がいるため、警察署、公安の強い規制体制の確立ができないのか、地域住民の要望は聞いているのかをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

集落内の生活道路の一方通行規制等につきましては、自治会からいただいたご意見等に基づき、滋賀県警察への要望もしているところでございます。

併せて、既に規制されている道路につきましては、守山警察署交通課による取締りを適宜実施いただいているところですが、さらに取締りを強化するように、改めて要望いたしました。

その他、市としても自治会内の生活道路を通行する車両に向けた啓発看板を設置するなど、集落内における安全な通学路の確保に向けて、守山警察署と連携して事業を進めてまいります。

なお、生活道路の規制を行う場合、そこに居住される方も対象となることも併せて申し添えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 通行規制については住民との話し合い、やはりいろいろな車両が通りますので、そういう問題はあと思っています。

以前北桜自治会の要望で、自治会館に渡るのに希望が丘線を車が猛スピードで走ってくると。だから、お年寄りが渡れない。そのために速度規制をするために、白バイとかそういうのを公安のほうから巡回を多くするというような見解をもらっていますけれど、やはりそれ以降、道路交通法の変更で横断歩道に立ち止まったら歩行者優先でという交通ルールが変わりましたので、それ以降問題は少なくなっていると思います。やはり交通ルール全般に、野洲としていろいろな狭隘な通学路があると思います。通学路の改修は、道を広げたりするのも、やっぱり土地とかいろんな資金がかかってきますので、やはり1つの地域だけじゃなくて、パトロールやっておられる交通指導員とかボランティアの皆さんが事故されると困るので、やはりそういう問題点が出てきた場合については、積極的にこの箇所を定期的に重点的にやる。通勤されている方も、毎日同じコースを通られるので、毎日取締りやったら苦情がまた出てくるかもわかりませんが、やはり学区ごとにそういう狭隘な部分、定期的にとり締りやってもらって、そういうようなことも提案をしていただければ、通る人が気をつける、マナーを守る。交通マナーを守るのは免許更新のときにしっかり教育されているはずなんですけど、やはりいろんな事故が多発しているのは交通マナーの関係だと思っていますので、規制を強化するんじゃなくて、取締りを定期的にとり締っていただくというようなことは要望できるんじゃないでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） おっしゃっているとおり、地元の自治会のほうから、三上学区ではないんですけども、他の学区でもこの道を強化してくださいという要望があり、当然強化したことがございます。そのとき結構捕まったという話は聞いております。具体的な地名はちょっと避けさせていただきます。

同じように、今回も先ほど答弁で申し上げましたとおり、警察署のほうにはこの三上の旧集落内のほうを取締りを強化をお願いいたしましたので、ただ、実際に年何回するとか、いつするとか、そういうようなのは、これ捜査情報に準ずるものなので、警察もそれは公表できませんということでございますので、具体的に何回したとかいうのはお答えいただけなかったところでございますが、過去の他の学区の例から見ますと、一定こちらが要望しましたら回数等は増やしているということが過去にございましたので、同じように今回も要望させていただきましたので、増えるというふうにご期待をしておるところでございます。

す。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 前向きに取り組んでいただくこと、それが子どもたちの安全、安心を守る。これからのまちづくりにおいて、やはり道路整備、最初に質問しましたけれど、やっぱりまちができて家が建つ、そのための通学路もやっぱり開発のときに歩道の幅とか、そういうのも規制しながら開発の許可をいただきたいなというふうに思います。

2番目、移ります。

高専誘致に伴う企業連携についてお伺いいたします。

令和10年開校予定の県立高等専門学校誘致に向け、市と市内企業と連携で、県へ野洲市の提案を出されました。主導権は県主導で進められているところですが、市内企業との今後の情報交換はどのような体制で実施されるのかをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 山崎議員の2点目のご質問でございます。県立高専の誘致に伴います企業連携についてお答えをさせていただきます。

本年3月に策定をされました滋賀県立高等専門学校基本構想に基づき、現在県におきまして、地域、産業界などとの共創によります仮称高専共創プラットフォームという組織の立ち上げを準備されております。この「共創」という言葉でございますけれども、共に創るというような漢字を使っているものでございます。

このプラットフォームの設置の目的は、大きく5点ございまして、1点目は人材の育成と活用、2点目はカリキュラムの検討、3点目は産官学研究、4点目は学生と地域企業等との交流、5点目は設立や運営の支援とされておるところでございます。

現在、県におきましては具体的な内容についてこのような検討をされているところでありまして、この状況を鑑みながら、必要に応じて本市版での共創プラットフォームの設置について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、昨年9月の本市への高専設置決定以降、市内経済団体さんのほうから情報を求められました際には、市が窓口になりまして、県担当者のほうにその説明をご依頼を申し上げまして、勉強会等を開催いただいているところでございます。

このように、企業連携に関しましては、現時点におきましては県と市が連携しながら丁寧に対応させていただいているところでございますので、今後も引き続き同様に対応させ

ていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 状況、ありがとうございます。野洲市版のプラットフォーム的な活動ができるのが早い時期になればいいのかなど。野洲の事業所関係で、やっぱりIT、電子部品関係が大手が多くありますので、やっぱりカリキュラムの中に学生と地域が関わるという5つの中の1つの中に、やはり地域企業との連携も関わってきます。一部所属しています団体ですけど、野洲工業会のほうでもいろいろとどのような状況で協力させてもらったらいいのかということを考えておられるのは聞き及びます。やはり、この10月から11月には行政懇談会等がまたその団体とあると思いますので、その辺も要望、意見として出てくるかもわかりませんが、野洲市が高専ができることによって、大きくまちが変わる起爆剤となる計画です。バイパスができ、湖南幹線が通り、高専ができ、野洲のまちづくり、今、野洲駅前、西河原、拠点新たに体育館周辺、やはりそれにつながる道の整備と人の移動、人の住まい、確保していくのが今後の大きな市の課題と私考えますが、その辺いかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 再質問でございます。

山崎議員のご質問の内容につきましては、まちづくりに与えるインパクトという観点から重要視してございます。また、企業との連携につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、非常に重要な要素でございますし、県のほうで組織をつくって検討されておるといような状況も踏まえまして、十分に連携を図りながら組織化に向けて検討してまいりたいというふうに思いますし、それぞれの施策、特に都市建設部のほうにおきましても河川防災ステーション推進室のほうで、河川防災ステーションの設置に向けた協議を進めていただいておりますし、企業連携戦略室のほうでも企業誘致という観点からもまちづくりを考えていただいております。総合的に、そうした観点からまちづくりを一体的に進めてまいりたいというふうに思いますので、またご支援よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 以上で終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時32分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第9号、第7番、石川恵美議員。

○7番（石川恵美君） 第7番、創政会、石川恵美。一般質問をさせていただきます。今回は、命を守るまちづくりについてです。

令和4年6月の定例会で、ペットと共生するまちづくりについて質問をさせていただきました。殺処分される件数を少しでも減らすために継続して活動していますが、いろいろな問題、課題が一段と見えてきました。

そこで、いくつか質問をしたいと思います。

問1、近年はペットを家族のように大切に育てておられる方が多い一方で、飼育を放棄するという実態もあることは認識しております。市としましては、動物の所有者が適切な飼育、管理など、その責務を果たしていただくことを啓発することで、結果として殺処分削減につながっていくものと考えているところでございますという答えをいただきました。それからの啓発活動はどのような活動をされているのか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、石川議員の1点目のご質問にお答えさせていただきます。

啓発活動につきましては、市では野良猫への餌やりなど、動物の飼育に対しての苦情相談を受け付けている他、これが起きた場合には現場の確認、さらに原因者への戸別訪問などを通じまして、適正な飼育に係る啓発を行っておるところでございます。

また、一般的な啓発といたしまして、昨年度におきましては、びわ湖わんにゃんマルシェとの共催事業といたしまして、市内の中学校、中主中学校、野洲中学校、野洲北中学校の3校、さらに野洲高等学校におきましてパネル展のほうを実施させていただいたところでございます。

併せまして、広く子どもから大人までの啓発ということで、野洲図書館のほうですが、図書館におきましても啓発パネル展ということで、動物愛護啓発のほうを実施させていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 再質問をさせていただきます。

中学校3校、野洲高校、図書館と、子どもから年齢を問わず啓発活動をされているということで、それはとても大切なことだと思います。ぜひ継続、拡大して、もっと多くの人に啓発活動をしていただきたいと思います。

ちなみに、これからの啓発活動の計画があればお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、石川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

これからの啓発事業ということでございます。これ、ちょっと後ほど8点目の質問でございます動物愛護週間中の啓発事業にも関わることですが、この場でご説明ということに代えさせていただきます。

まず、9月の20日から26日まで、これにつきまして動物愛護週間ということで、広く国を挙げて、また県、さらに市といった地方公共団体においても動物愛護に係る啓発事業を実施していく週間というような位置づけをされております。

この週間におきまして、本市予定をさせていただいておりますのが、図書館におきまして動物愛護に係る特設コーナーを設けて啓発をするということを考えております。特設コーナーにおきましては、当然動物愛護に係りますチラシの設置、さらに動物愛護に係る、動物に関係する広く関係図書を展示させていただきまして、皆様にこの週間を知っていただき、また学んでいただくというような事業を考えております。

これ以外にも、当然県のほうでも各種の事業を行っておられます。9月の23日になりますが、例年実施されております動物愛護の集いというのがございます。こちら、当方におきまして、ホームページを通じまして事業の紹介をしていきたいというふうに考えております。

さらに、昨年実施いたしましたパネル展につきましても有効であるというふうに考えておりますので、継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

場所につきましては、今回は学校ということでございましたが、その他、他の場所についても有効な場所を探しながら実施を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 問の2問目に行きます。

いくつかの自治会から、野良猫を問題とした相談がありました。まず、自治会内で野良猫を地域猫にしていくのは浸透していないということもありますが、知っていても理解は得にくいようです。もちろん、猫の好き嫌いだけではなく、ふん尿被害や鳴き声、ごみ荒らしなど、生活環境の保全を図るためにも迷惑に感じることもあるのも事実です。

この野良猫問題は、自治会でもなかなか意見がまとまらず、解決に至っていないのが現状で、意見がまとまったとしても、最終的には自治会がボランティアと組んで自立して活動していかなければなりません。

去年も申しましたけれども、野良猫は苛酷な環境では平均3年から5年の寿命しかありません。それと、近年は自治会長をはじめ、役員さんも短期で交代されます。地域猫活動を継続していく難しさも課題になっています。

滋賀県動物保護管理センターが、野良猫によるトラブルの対策として、地域猫活動に係る野良猫の不妊去勢手術、餌やトイレの管理などに使った経費を補助していますが、野洲市内の自治会ではどのぐらい活用されているのか把握されていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

地域猫の活動につきましては、当方におきまして把握をさせていただいております。

滋賀県内の地域猫に係る経費の補助、正式に申し上げますと、飼い主のいない猫対策に係る活動補助金という名称でございますが、交付決定の後、滋賀県健康医療福祉部ですね、生活衛生課より情報の提供を受けておるところでございます。

なお、令和4年度におきましてご利用された自治会につきましては、比留田、野田、駅前北の3か所において補助金のほうを交付されたというふうに情報提供を受けております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 問3番に行きます。

野良猫が繁殖し続ける可能性も否定はできませんが、現状は生活環境の変化や経費過多の問題等から家では飼えない、または飼えなくなってしまったので捨ててしまう。捨てられた猫たちをかわいそうに思い、野外で餌をあげる人、それをよく思わない人との間でもめ事が起こり、その解決を自治会に求められています。

自治会は、環境課などに相談に行かれますが、びわ湖わんにゃんマルシェの活動を案内

するなどはされていますが、年々頭数も増えていき、なかなか解決には至っておりません。

地域猫活動には、地域、行政、ボランティアの協働により取り組んでいくとありますが、市として、自治会内の課題にどう協働されていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

地域猫活動におきましては、動物愛護及び管理に関する法律に基づきまして、滋賀県動物保護管理センターが所管する事業でございます。

市のほうにおきましては、相談の内容に応じまして現地の状況確認を行った上、関心を持たれる自治会に関しましては活動をご案内させていただいている他、同活動に係るリーフレットなどを提示、掲示いたしまして、この事業の啓発に努めておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 問4番目に行かせていただきます。

野外で餌をあげることによって近隣の方とトラブルに発展し、だんだん地域から孤立していく方もおられるようです。地域孤立していくと、自治会の課題は増えることになり、深刻な問題に発展する可能性も高くなります。今の自治会は他にも課題がどんどん増えているので、自治会長さんの選出、運営困難の原因になり得る課題には、一つでも何とか軽減を図りたいと考えます。

理想論になるかもしれませんが、誰もが困らないように連携していけるように、市ももう少し積極的になっていただきたいという声も聞きますが、案内や啓発以外で、実際にどういう連携をされているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、4点目のご質問にお答えをいたします。

ご質問のとおり、屋外におきまして餌やり、いわゆる屋外飼育というような形が見受けられるところもございます。また、野生動物への餌を与えることに起因しますトラブルといたものは、多数ある孤立原因の1つとしても考えておるところでございます。

市におきましては、不適切な動物の飼育に起因する地域環境の悪化に対しまして、環境課のほうが現地のほうに赴きまして、原因者へ啓発をさせていただいたり指導をさせていただいておると。そして、相談者に対しまして環境保全のための助言を行っております。

さらに、状況に応じてということになりますが、相談の内容によりましては、滋賀県動物保護管理センター、そちらのほうと連携をいたしまして、解決に向けて情報共有を行っておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 問5です。

最近、地域包括が高齢者の飼育破綻などの情報をボランティア団体につないで情報共有しているそうですが、このことについて把握されていますでしょうか。特に、ひとり暮らしの飼育破綻は前もって把握し、突然の生活の変化にも対応できる体制はとても大事だし、あらかじめ飼育者と話しておくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 5点目のご質問にお答えをいたします。

動物愛護団体からの報告や、地域包括支援センターの個別の事例相談などを通して、把握をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 問6番です。

野洲で開催されているびわ湖わんにゃんマルシェのイベントは、行ける限り足を運んでおります。中でも殺処分を少しでも減らすことを目的として、猫の避妊手術ができる車を駐車場スペースで開院し、命の大切さや、命に向き合うためのキャンペーンをされています。キャンペーンということもあり、手術費に団体から補助をつけて、動物病院で手術するよりは少し低料金で施術されていました。しかし、1日にできる頭数は最大でも15頭から20頭で、ほぼ予約でいっぱいになります。

また、この車は動物の不妊去勢手術を専門に行うスペイクリニックとして、あちこちに移動しながら開院されているので、1年に数回しか野洲には来られません。

滋賀県は、野良猫には経費を補助する制度はあっても、飼い猫の避妊去勢助成金はありません。滋賀県だけないと思います。

びわ湖わんにゃんマルシェをはじめとする保護団体などが譲渡活動をしているのですが、中には譲受後、飼い切れずに捨ててしまうケースや、費用の問題から避妊去勢手術をしないまま飼育していて生まれてしまい、多頭飼いの懸念から生まれた子たちを捨ててしまうケ

ースもあります。それが野良猫を増やす原因にもなっております。

私は愛玩動物飼養管理士として、一旦捨てられた子どもを連れ帰り、トイレや餌のしつけをして、また新しい家族に譲渡するということを細々としてきましたが、経費過多の問題や時間的问题があり、なかなか多くの頭数は請け負えません。そういったボランティアで個人的に頑張っている人も、野洲には何人もおられます。これはあくまでも個人でしていることです。

前にも申しましたが、近年の少子化も含めた高齢化問題、人口減少による社会問題など、課題は山のようにありますが、この野良猫、地域猫問題も切実な問題となっています。ぜひ野洲市が先頭を切って助成金制度を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、6点目のご質問にお答えをさせていただきます。

飼い猫の避妊去勢手術に対する補助制度についてということでございまして、滋賀県におきましては、譲渡後の犬及び猫の当該手術を助成する事業といたしまして、滋賀県動物保護管理センター及び大津市動物愛護センターのほうから譲渡されました犬、猫を対象といたしまして、当該手術の一部が助成はされております。

動物の愛護及び管理に関する法律では、所有者に飼養動物、飼っている動物に対しまして、繁殖制限や終生飼養に努めなければならないというふうに努力義務を課しておるところでございます。

市におきましても、同法律に基づきまして、購入後、譲受け後にかかわらず、飼養動物の繁殖制限はその飼養者の責任において行うべきであるというふうに考えており、市単独におきまして飼い猫を対象といたします避妊去勢手術の助成制度につきましても、現在のところ検討はいたしておらないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 滋賀県動物保護管理センター及び大津市動物愛護センターから譲渡された犬、猫を対象に、避妊去勢手術費用の一部が助成されていますとありますが、民間のボランティア団体から譲渡された犬、猫、または個人的に保護した子どもたちは、この範囲には入りません。この個人的に保護、飼育されている飼育のやり方にも問題があっ

て、飼い主のいない子が増える原因であると考えられます。

また、次の問に入りますが、助成金制度ができればメリットもいろいろ出てくると想定いたします。経費の問題で、野洲市内の動物病院離れを防ぐことができるのではないかと。また、動物病院に関わることで、その他の飼育相談などもできるため、より飼育管理しやすい環境ができて、捨てられる猫の軽減につながると思います。また、家庭猫を浸透させることにより、室内飼いが促進でき、いわゆる外猫を軽減させ、近隣とトラブルも回避できます。

よく猫でも病気がうつって風邪ひいたとかあるのは、全部猫対猫の接触でなるんです。室内猫にする場合になると、そういう感染経路が途絶えることもあって、猫の健康を保てるということも出てきます。

また、野良猫問題は野洲市を挙げて取り組むことにより、誰もが孤立することなく、住んでよかった、また生活環境の保全という観点からも魅力あるまちづくりの一環となると考えますが、市はどうお考えになりますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 7点目のご質問にお答えをさせていただきます。

避妊去勢手術などの繁殖制限につきましては、動物の適正な飼養において重要であるというふうに考えております。

助成金は、飼養者の負担軽減につながるものであるというふうには考えるところではございますが、先ほど申し述べましたように、市におきましてはやはり飼養動物の繁殖制限におきましては、飼養者の責任において行っていただく必要があるというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） では、次の問に行かせていただきます。8番目になります。

毎年9月20日から26日は動物愛護及び管理に関する法律4条で定められた動物愛護週間ですが、啓発運動など何か計画はありますか。

先ほど問1でも答えていただきました多くの人に啓発運動、啓発活動はとても大切なことです。例えばですが、野洲市ではスポーツならスポーツ推進委員さん、生涯学習なら生涯学習委員さんというのがあります。他市には動物推進委員さんというのがあり、主に猫シッターや餌やりボランティアの経験を生かし、飼育指導やアドバイス、飼育相談をして

います。野洲市にはそういった推進委員はいませんが、ペットの需要が高まっている中で、私が持っているようなこういう動物愛護飼養管理士というのがありまして、こういうアドバイザーというのもさせていただいているので、飼い方の、動物病院まで行くほどではないんやけど、ちょっとこういうときはどうしたらいいんやろうとか、子猫が駐車場でちょっと鳴いているんやけど、どうしたらいいんやろうとかいうときは活動をさせていただいています。これは二十歳のときに取りました。若いですね。

こういう動物に携わって活動されている方って結構おられるんですよ。その中で、需要が高まっているこの今だからこそ、こういった動物愛護週間に現状に沿って飼育相談会など開催されることも積極的なペットのまちづくりになると思いますが、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、8点目のご質問にお答えさせていただきます。

まずもって、動物愛護週間中の啓発につきまして、先ほど問1の回答においてご回答させていただきましたので、ここでは割愛させていただきます。

今他市の事例という形で言っていただきました動物推進員さんというのはどう考えるかというところの回答にはなりません。

動物愛護法におきまして、県において動物愛護推進員というのが設置されており、そうした活動をなさっておるというのは聞いたことはございます。それに加えて、他市におきましてはいろいろと取り組みをされている民間の団体、さらに個人との連携を深めるという形で、こういう別枠でそういう制度を設けておられるのかなというふうに推測をさせていただいたところでございます。ちょっとこの情報につきましては十分に把握していないところがございますので、他市の状況を確認させていただき、ちょっと情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 付け足しでちょっとお話しさせていただきますと、市によってその動物推進委員さんというのは活動が全く違うんです。だから、どこをもってどうというのは、正解がちょっと分からない部分もあると思うんですけれども、野洲市に今問題で求められている部分というのに対してどういう話、どういう相談を受けるかというところにもなってくると思います。もちろん環境課さんでも知識はおありだと思うので、それなり

の対応はできると思うんですけども、先ほどもお話しさせていただいたように、やっぱり自治会と行政とボランティアが3つ協働してやっていくという形を取るならば、こういう形もひとつ手で考えていただくのがいいのかなというふうに感じております。

問9番に行きます。

動物愛護週間にボランティア団体が啓発活動をしていますが、趣旨に賛同し、後援している団体に対しても、市は市の所有地を使用する場合は100%の使用料金が発生しています。

本来ならば、啓発活動は環境課がポスターを貼って終わるのではなく、地域に浸透するように啓発すべき部分でもあると思いますので、啓発するために年1回の啓発イベントには、使用料も含めて積極的な協力の検討をすべきだと思いますが、市としての意見をお聞かせください。ちなみに、近隣の市町は賛同して開催場所の無料使用を許可してくれる行政も増えてきております。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、9点目のご質問にお答えをさせていただきます。

動物愛護のイベントの開催につきましては、市もその趣旨に賛同いたしまして、活動の奨励及び積極的な協力を行ってまいりたいというふうには考えております。

しかしながら、市有地をはじめといたします行政財産の一般使用及びその使用料の有無につきましては、野洲市行政財産使用料条例及び同条例施行規則に基づいて、使用内容に即して判断されるべきものというふうに考えております。ボランティア団体のほうが開催いたしますイベントで行政財産を使用される際、その使用料について、例えば啓発活動、また学習活動などで使用する場合につきましては、活動の趣旨が本市の目指すべきところと合致するということがございますので、全額免除させていただいているというようなところがございます。

しかしながら、こうしたイベントの中に営利活動といったものが含まれる場合につきましては、一般使用という形で使用料を徴収しておるといところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 一人でも多くの人に来てもらうための一環として出店者を募集しているのですが、結局は出店する店があることによって営利目的となってしまうのですね。

イベントは、結果的に営利活動になるのですが、もう少し柔軟であってもよいような気がします。

問10番に行きます。

最後に要望になりますが、「広報やす」に動物関係の記事が少ないとのご意見をお聞きます。狂犬病の予防注射情報や「動物愛護週間です」という言葉だけではなく、動物関係のイベント情報や譲渡、飼育、迷子などの情報を可能なら記載していただけないでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、10点目のご質問に回答させていただきます。

動物関連のイベントなど開催される場合につきましては、広報の中に「まちかど情報ネット」というのがございます。こちら、主催者の方がこのネットを利用していただきまして掲載し、情報を周知するという事は可能でございます。

また、飼育に関しての記事が少ないとのお話でございます。

こちらにつきましては、紙面の都合を鑑みた上でということになりますが、今後掲載のほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに、譲渡の情報なり迷子の情報というのにつきましては、どちらかといいますと広報ですと1か月に1度というふうな時間枠になります。一方ホームページ等によりまして速やかに情報が流せるということもございますので、より迅速な情報提供を必要とするこれらにつきましては、広報紙ではなく、こうした情報を集約しております滋賀県動物保護管理センター、さらに一般社団法人滋賀県動物保護管理協会と情報共有をいたしまして、情報の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 迷子の情報などは、本当にそのとおりですね。

それでは、迅速でない飼育に関する情報、例えば猫を室内飼いをする推奨の訳とか、車のエンジンルームに入ってしまったときの対処法などは、細々でいいので、ちょっとひとくくりとか、ちょっと載せる情報とかよくありますよね、ワンポイントアドバイスとか、何かそういうところにそういう飼い方のやつも載せると、なかなか犬、猫ばかり載せるわけにはいかないんですけれども、ちょっと違う面でも皆さんが「おっ」と見てくださるような部分もあるのかなというふうには感じますので、記載の検討をしていただきた

いと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

これで終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第10号、第18番、鈴木市朗議員。

○18番（鈴木市朗君） 新誠会、鈴木市朗でございます。今般の質問は、2題について質問したいと思います。

まず最初に、普通交付税について質問をいたします。

7月28日、滋賀県は2023年度に国から配分される普通交付税、臨時財政対策債も含みます、の決定額を発表。県分は前年度比5.5%減の1,392億2,500万円、市町分では、合計3.7%減の921億4,900万円となっております。市町別では、前年に比較して12市町で減り、7市町で増えております。当市は30.2%減の18億5,700万円となりました。23年度が今の数字です。22年度の数字では26億6,100万円ございました。このような突出した減額率となった要因をまずお尋ねをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、鈴木議員の1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

臨時財政対策債を含みます普通交付税の本市におきます減額率の要因についてお答えをさせていただきます。

普通交付税は、基本的に基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額が交付額となるものでございます。

今年度の本市の基準財政需要額は1.3%の増加となっておりますが、一方で基準財政収入額におきましては、算定基礎のうち市町村民税の法人税割が大きく増えたことから11.4%の増加となり、この数値の影響で、県下で一番高くなっておることでございます。

算定結果では、この大幅な基準財政収入額の増加を要因として差引きが縮小したことから、前年度より交付額が減額となったものでございます。

なお、法人税割の算定基礎は、前年度の課税標準等の額となっておりますのでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） ただいまの説明では、法人税が14.4%伸びたということでございます。

ちなみに、隣の守山市なんか見てみますと、せんだって、ある議員から笠原の工業団地とかそういういろんな話も出ておりましたが、守山市におきましては一般会計が415億7,700万円余りであります。ところが、財政調整基金が我が町では約16億円ぐらいなんです。ところが、守山市の財政調整基金を見てみますと138億9,556万円あるんですよ。この差というのは、これ減額されていても、この財政調整基金から物語ることを鑑みても、野洲市の財政運営というのが非常に調整基金をはじめ、逼迫しているような状況になっているんじゃないかなあという思いもしております。22年度と23年度の減額率も約8億円ぐらい減っているわけですね。

ちなみに、守山のことを申し上げましたが、守山市の減額率は14.3%です。もう一度申しますが、野洲市は30.2%、このような差額が出ております。

そこで、関連してお伺いいたしますが、交付税の減額は、ただいま説明がありました法人税の増収ということで説明を受けましたが、これは単に裏を返せば、交付税に依存しなくても財源の確保ができ、十分とは言えないまでも自立型であることとのあかしでもあり、誇らしいところということも私は感じております。

当市には、複数の優れた先進企業をはじめとする多くの企業が市財政確保に大きく貢献していただいております。しかし、この状況は先達の方々の企業誘致の賜物であり、さらにこの形を発展させ、交付税の配分に頼らなくても自立できる自治体へと導いていかなくてはなりません。

その中で、私はここ何年前でしたか、都市計画税が採用されて、その分に関しまして、かなりの税額が入っております。今申されました法人市民税の他に、この法人の都市計画税の税額のパーセンテージなんかがお分かりでしたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 鈴木議員の再質問でございますけれども、都市計画税に占める個人さんの納税額と法人の納税額のことかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、少し算定に時間等がかかりますので、今お答えすることはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 今私が都市計画税の件を申し上げましたが、企業が占めている土地ですね、これには当然固定資産税というものが恐らく発生してきております。その固定資産税の評価額に占める額の、私の記憶では0.3%でした、掛ける。間違っていたら

また。たしか記憶です、私の。0.3%でしたね。だから、簡単に算出できると思うわけですが、それはそれで、また分かり次第で結構でございます。

ここで、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。

こうして、交付税の件につきまして、私、今頼らなくても十分に市政運営ができるような方向性を持っていけど。になるほうが望ましいということを申し上げました。守山市の話もしました。野洲でも、先般私一般質問で申し上げましたが、高専、市三宅の京セラから高専までの25ヘクタール、この分をやはり工業区域に変更して、やはり税収を上げていくということをまずもって、あのような立派な用地があるわけですから、まず考えていかなければならないと思います。それが市長の最たる大きな仕事です。

そして、もう一つは、今申し上げています京セラから高専までの25ヘクタール、あの若干下流は、野洲川の下流が一部かかっております。そこで排水管、送水管が劣化しているために、野洲川下流が布設替えをしていくというような話も出ております。そうしたことを防ぐために、やはり独自で野洲川下流にお世話にならなくてもいいように、ポンプアップできるような1つのものをつくり上げていってもらわないと、あの送水管を下流から引くと、また経過措置期間が20年、30年となるわけですから、そういうほうもよく考えていただいて、ここの25ヘクタールをいかにうまく活用し、税収確保につなげていけるかということ最後に市長にお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

確かに、市三宅地先というんですか、京セラから今のこの側帯、高専の整備地までの間の田んぼですけども、これ、おっしゃるように当市としましても産業系の色塗りをさせていただいておりますし、ただいま鈴木議員が言われた野洲川下流で付け替えですね、配管の付け替えを、布設替えを今されようとしておられますので、原課のほうにもその旨、ここはもう、まず市が産業系で進めていきたいという旨の伝達をするようにと。そしてまた、それに際して、網かけがまた8年未経というのがまたどんだん触れないというあれが続いていきますので、そういうことも懸念しておりますので、もう一応そういうことにならないようにということで指示は出しております。具体的にどうなる、こうなるというのはまだ申し上げられないんですけども、今そういう状態でございますので、市としても、あそこは産業系の拡大を図っていく場所として考えておりますので、そういうことを踏まえて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 市長、考えられるだけではなく、先頭に立って進めていってほしい。高専ができる、そこでは当然優秀な生徒が来ます。半導体を熟知する技師に養成するまでは約3年かかるわけです。半導体を生産するときの、要するにチームリーダー格となるまでの養成期間が3年かかるわけなんですよ、半導体だけで。だから、そういうような期間も踏まえて、やはりその高専の卒業生がそこで実習できるというような場所提供ということも、やはり高専が来るからには、ぜひとも進めてもらいたい。それができたら、これは私たち議員の誇りだというように思います。ましてや、野洲市の財政にも大きなプラスになるというように考えていますので、今、市長が考えているということじゃなしに、やりますということをお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。ふるさと納税について。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体を応援するため、自分で納税先や使途を決められるとの趣旨で08年に始まった。22年度の全国寄附総額は9,654億円。年々増加の傾向にある。しかし、本来の趣旨にそぐわない返礼品目的であったり、利用者が住む自治体への納税が減るという財政のひずみなど、ふるさと納税制度の不合理や不公平など、多くの課題が問われている現実もあります。

当市としても、この現実を冷静に見詰めることも必要かと私は考えます。

当市のふるさと納税実施は21年10月1日、22年度は16億296万1,000円の寄附実績。このことは、財政調整基金及びまちづくり基金積立てへの貢献度は大いに評価できます。

そこで問います。寄附額の3割が返礼品、その内訳はどうなっておりますか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、鈴木議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

返礼品につきましては、P&G社のSK-II各種をはじめ、近江牛、米、西川貴教氏のオフィシャルスイーツ、冷凍クレープなど、現在200品目以上の返礼品を用意しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 200品目で、その中で、やっぱり断トツを占めるのはSK-I

Ⅱですか。その辺、ちょっとお答え願えますか。どれぐらいの割合を占めているか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

SK-Ⅱ関連商品は、金額ベースで全体の98.8%でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） この200品目の中で、野洲市商工会の会員さんの参加は何店舗ぐらいございますか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 申し訳ございません、ちょっと手元に資料がございませんので、後で調べてご報告させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） SK-Ⅱ、P&G、本社はアメリカにある大きな優良企業でございます。

それはさて置いて、やはり何と申しまして、この地元の市民に、足が地についた商工会ということも、これはやっぱり大事にしていきたいので、それは後でお聞きしますが、そういうこともPRしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、2番目に入ります。寄附額の2割が運營業者の手数料となるが、業者名と金額は。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 2点目の質問にお答えさせていただきます。

令和4年度決算額で申し上げますと、ふるさと納税に係る業務委託料として、株式会社JTBへ1億4,104万4,112円、寄附受付サイト、楽天ふるさと納税の運営会社である楽天グループ株式会社と、ふるさとチョイスの運営会社である株式会社トラストバンクへの広告料として1億2,219万4,310円、また決済手数料として3社に対しましては942万5,506円の支出を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） これもよく新聞紙上で出ておりますが、運營業者、これは一般的にいえばカタログ販売みたいな業者ですね。それに今おっしゃったような1億2,000何がしか手数料を払っておられます。こうせんことにはふるさと納税のPR効果がない

ということで、これも仕方がないことですので、一般的に考えてみれば、通信販売みたいなようなことと思われても仕方がないというように私は考えております。

それと、当市住民のふるさと納税利用者数と税収の減額、ふるさと納税利用者というのは、当市からよそへふるさと納税を納めておられる人数、それと、それに対する市民税、所得税、そういうものの割合は減額はどれぐらいになっておりますか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 3点目の質問でよろしかったですね。では、3点目のご質問にお答えいたします。

総務省の総計によれば、令和5年度課税、令和4年分でございますが、市民税の寄附金税額控除利用者数は約4,500人で、寄附金額は約3億5,000万、これによる市民税の減収額は約1億7,000万円となっております。

なお、減収額に対しては、野洲市の普通交付税の算定において、原則としてその75%が措置されております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 4,500人が市外へふるさと納税している。今おっしゃった75%というのはどういう意味ですか。ちょっと今聞き取りにくかったので。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 減収額に対して普通交付税、先ほど1番目のところで議員がご質問なされた中の算定において、その減収額の75%は普通交付税算定において加算されて対応されているということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 普通交付税の関連でございますので、私のほうから少し加えさせていただきます。

算定におきましては、基準財政収入額におきまして、標準的税収入の原則として75%が加算されるということでございますので、その影響があるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 前段で申し上げましたが、このふるさと納税はふるさとやお世

話になった自治体を応援するため、自分で納税先や用途を決められるとの趣旨で制度化されています。しかし、以前からではあるが、魅力的な返礼品のありなしによって、いろいろな不合理や不公平さなどの功罪が顕在化してきたのではないのでしょうか。しかも、利用できる枠は高所得者ほど大きい。所得の再配分に穴を空ける制度が野放しになっているのは、これは利用者の住む自治体の住民税や国の所得税が減るということで、看過できないような状況が今後発生するんじゃないかなと思います。

私たちのまちでも、言いましたように16億2,000何がしのふるさと納税が入っておる。これは確かに恩恵を受けております。でも反面は、やっぱり高額所得者の税額免除とか、そういうほうに悪用いうたら失礼な話なんですけど、そういうほうに利用されるといふ反面があります。こういうものを大所高所から見たら、市長はどのようにお考えなんですか、市長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ふるさと納税、本市にとっては本当にありがたい。返礼品にも恵まれておりますので、本当にありがたいんですけども、ふるさと納税自体国により定められている制度でもございますし、各市町にとって多くの利点がある一方、先ほど鈴木議員もおっしゃいますように、課題もあります。今後現行制度のまま推移するか否かも不明な部分もあるというふうに私は思っております。したがって、ふるさと納税以外の財源の確保というんですか、そういうものも当然今後しっかりと考えていかないかんの違うかなというふうに思っております。ふるさと納税、このまま続いてくれることを願ってはいるんですけども、なかなか難しい部分が今後出てくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 私は、企業誘致による税収確保と、このふるさと納税についての2点を質問いたしましたが、やはり5万何人かの野洲市民が幸せに暮らせるように、やはり税収の確保を図っていただき、ますますこの野洲市が発展することをご祈念申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を14時20分とします。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11号、第16番、橋俊明議員。

○16番（橋 俊明君） 第16番、新誠会、橋俊明でございます。今回は3点のテーマにわたりまして質問させていただきます。

まず1点目、特定空家に係る略式代執行についてでございます。

野洲市の篠原駅前自治会の高木地先におきまして、放置し続ければ倒壊するおそれがある特定空家を市が略式代執行により解体撤去されました。この代執行につきましては、本年4月の全員協議会で説明を受けたところであり、財源は空き家再生等推進事業の国の交付金とまちづくり基金との説明を受けたところであります。

空き家撤去に要した費用は、当初契約は124万3,000円で、内訳は交付金57万8,000円とふるさと納税の寄附金66万5,000円であり、これは変更契約されまして、変更契約では103万700円で、内訳は交付金67万8,900円、まちづくり交付金35万1,000円、一般財源800円でありました。

そこで質問いたします。

1点目、ふるさと納税寄附金の使途の1つに、「安全・安心で暮らしやすい住環境を整備するための事業」を設定しておられまして、寄附金の使途に合致するものと認識をいたしますが、寄附金35万1,000円は一般財源でも十分対応できる範囲と考えますが、あえてふるさと納税寄附金を使用した理由を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 橋議員の1点目のご質問について、お答えをさせていただきます。財源充当の件でございますので、政策調整部としてお答えをさせていただきますのでございます。

ふるさと納税によります寄附金につきましては、野洲市まちづくり寄附条例に基づき、野洲市まちづくり基金として積み立てております。

議員おっしゃいますように、今回の財源充当は条例に規定をされました「安全・安心で暮らしやすい住環境を整備するための事業」といたしまして、基金から繰り入れているものでございます。

当該基金の使い方としましては、通常時では取り組めないような事業、これは政策提案型事業でありますとか、その財源といたしましたり、施設の大規模改修などの臨時的な事業、または従来からありますけれども、経常的な事業で財源として整理をしているもの等がございますが、いずれにいたしましても条例の規定に合致しているかを判断しており、

その旨判断し、使用しており、条例の目的でございますふるさと野洲への寄附金を広く募り、その財源として個性豊かな活力あるまちづくりを目指すというふうにしたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいまは条例に基づきまして、まちづくりというテーマに基づきまして、この納税寄附金を財源充当したという答弁でございました。

このふるさと納税寄附金の使い方につきましては、今申し上げました「安全で・安心で暮らしやすい住環境を整備するための事業」に合致しているというものでございますけども、この代執行の使用については、やはり市民の方にもいろんな考え方の方がおられますので、もう少し議論が必要であったのではないかなと思料するところであります。

それでは、問2に移っていきます。

特定空家の解体撤去については本市は先進的に取り組んでおり、今回の件で3例目となりますが、現時点で解体撤去等の要望がある空き家があるのかどうか、担当部長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

現在、解体撤去等の要望がある空き家というのはございません。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 今のところ、解体撤去等の要望がある空き家は該当がないというところでございました。

当然、この特定空家につきましては、先ほど申し上げましたとおり、放置し続ければ倒壊するおそれがあるということと、物件の所有者を特定する必要がある場合がございますので、それができない場合は行政が代わって解体するというのが略式代執行でございますので、また、それにつきましては費用は行政が一旦負担することになりますので、所有者を特定することが大きなポイントとなりますので、今後はそういった事務を重ねていただくことをお願いしておきます。

それでは、3点目に移ります。

2020年、本市の野洲地先におきまして、特定された所有者に代わりまして行政代執

行がされておりますが、解体に要した費用と、回収のめどが立っていない金額並びに今後の回収の対応策について、都市建設部長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

野洲地先の空き家につきましては、行政代執行による解体に要した費用ですけれども、これは1億1,813万2,460円です。これは総額になります。区分所有者は9名ですので、1人当たりの費用につきましては約1,300万円ということになります。このうち3名につきましては既に全額納付されておまして、その額は約3,900万円、これは回収済みの額になっております。その他4名、約5,200万円につきましては、引き続き納付に向けて手続を今行っているというようなところになります。残り2名になりますけれども、こちらにつきましては住居が不明でございまして、この2名分の約2,600万円につきましては、現在回収のめどが立っていないということですが、こちらは残されたその費用、これを裁判所に差押えをするような手続も必要ですし、あと残った分の土地といいますのは実質土地になりますので、それについての、もともと住まわれてきた方全員の合意を得て金額をはじいたりするような、そういうかなり長期間に及ぶ調査等も出てきますので、そういう状況であるとか、あと、それに要する費用みたいなものも多大なものも出てくるということですので、継続的にはその回収に向けて善処はするところではございますけれども、場合によっては時効消滅というところも視野に入れて対応していくということも考えている状況です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 詳細な説明ありがとうございました。

解体に要した費用、約1億1,800万円で行っていただきましたけど、この2020年にこのマンションを解体するということにつきましては、全国的に大きな1つのセンセーショナルな行事で行っていただきましたけれども、いわゆる全国的にこうした老朽した家屋をどう処理するか、ましてや今回のように、大きなマンションなり所有者が多い、しかも先ほど説明がありましたとおり、2名の方が所在が不明であるというような非常に複雑な物件を解体したという形で行っていただきました。当時、私も会派に所属したときに、会派の研修に行ったときに、国土交通省の方に対しまして、こうした事業のことをパワーポイントで説明をさせていただきました。

ただ、このようなやっぱり複雑な事情によりましてここまで長引く、今後も長引くということも十分想定されますので、大変な苦勞だと思っておりますけれども、よろしく願いをしておきたいなと思っております。

それでは、1点目につきましては以上のような形で、2問目に移っていきたいと思いません。

2点目でございますけれども、第2次野洲市総合計画改訂（案）についてでございます。

去る8月24日に、第2回野洲市総合計画審議会が開催されたところであり、私も傍聴させていただきました。審議の内容につきましては私なりに精査をさせていただいたところでもあります。

今回の野洲市総合計画の改訂案については、市民病院を総合体育館の東側市有地に整備することによりまして、医療、スポーツ、福祉機能が集約し、今後豊かな自然環境を生かした地域づくりを進め、一層の機能充実と強化を図ることで、当該地域を人々の交流や健康づくりにつながる新たな拠点として形成することを目指すものと事務局より説明がなされております。

そこで質問させていただきます。

1点目でございます。

まず、この改訂に関するスケジュールの面から伺います。この総合体育館東側市有地の病院整備につきましては、1年半前の令和4年1月から4月にかけては、まだ市長は熟考期間中で、この体育館横に市長として提案されたのは令和4年5月で、まだ1年4か月しか経過していない、このような状況であります。

また、この病院整備の経過につきましては、それまでの市長選挙の公約、駅前病院の変更、市有地3か所の候補地の選択、駅前Cブロックの整備の決定、そして長期の熟考期間などの経過を考え合わせれば、今回の地域拠点の設定はあまりにも拙速ではないか、市長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の総合体育館周辺を地域拠点として設定することについてのご質問にお答えをいたします。

第2次野洲市総合計画の改訂に係るスケジュールにつきましては、現在実施しているパブリックコメントの内容を踏まえて、改訂案を11月議会に議案として提出し、可決いただければ、野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画と合わせて、令和6

年3月に改訂する予定でございます。

改訂の経緯といたしましては、市民病院の整備に合わせて、総合体育館周辺をまちづくりの新たな地域拠点として位置づけるために審議を進めてきたところであり、拙速であるとは考えておりません。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいま市長からパブリックコメントを実施して、それを踏まえた上で11月議会に上程をしていきたいというお話でございました。

今のところ、この新拠点の中心施設となる新病院工事請負契約もまだ締結されていない状況であり、この段階での今回の地域拠点設定は時期尚早ではないかということを私は考えておりますけれども、再度市長にお伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げましたけれども、もう既に病院整備につきましては様々な議決もいただき、前へ進んでおります。入札につきましても、第1次はもうスタートしておりますので、もう現に前へ進んでおります。したがって、時期尚早とは思いませんし、拙速であるとも思っておりません。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ちょっと意見の考え方の違いがございますけれども、それでは、問2に移っていきます。

先般の審議会に当たりまして、総合計画審議会の会長でございます新川会長より、5月25日に開催された第1回審議会の意見集約の報告がなされました。その1点目に、具体的な事業を進めるに当たって、財政面もしっかり踏まえることに関しまして、市長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 橋議員の2点目のご質問でございますけれども、総合計画審議会の審議経過の案件でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

拠点形成に関する具体的な事業を進めるに当たりましては、優先順位を定め、さらに財政面をしっかり踏まえ、過度な負担とならないよう、限られた財源を最大限有効に活用していく考えでございます。こうした考えを持って、新たな拠点周辺整備ということについて推進をしてみたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいまは、事業するに当たって、やはり事業投資効果ということも踏まえた上で財政面をしっかりと押さえていくという答弁でございました。

私は新川審議会長の報告のとおり、事業を進めるに当たっては財政面をしっかりと踏まえるという意見が出されたことにつきましては、これは当然の指摘であるというふうに受け止めております。

そこで、病院整備の費用につきましては、病院経営にも直結する重要な要素でありまして、世間の相場を見てみますと、建築費用が大分上がってきており、その影響で、隣接の近江八幡市の庁舎整備では、当初予定価格45億5,000万円が61億円に見直しをされているところでございます。新川会長の財政面をしっかりと把握するという意見が出されている中で、病院整備の予定価格96億7,000万が膨れ上がることも十分想定されますので、そういったときの対応策につきまして伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 少し個々個別の病院事業に関しますことについて、私のほうから細部お答えするということは差し控えさせていただきますけれども、基本的に予算の範囲、さらには債務負担行為という中で確認をされておる範疇がございますので、その範囲での事業推進ということでございます。

さらに、後年度におきましても、財政計画の中で病院の収支計画を立てられる中で、その推移につきましても確認をいただけるものというふうに考えておりますので、問題なく事業推進をしまいたいというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 病院事務部長兼地域医療政策担当の政策監の立場兼ねてお答えをさせていただきます。

個別のご質問を通告なしでいただきましたので、整った言葉、用意させていただいてはならないんですけれども、現在確かに大変な状態で、建築物価については高騰しておると認識してございます。

ただ、政策調整部長も申しあげましたように、96億7,000万円でしたかの債務負担行為の範囲内で、来る秋の入札については当然行っていく考え方でございます。

ただ、工事期間も複数年に及ぶ中で、現状が大きく変わらなければ、高騰の向きは恐らく変わらないだろうというふうに認識してございますので、これに関しましても、約款等々の中で、物価スライドについてはこれは適切に公共工事として適用していく必要がございます。これは、ある意味不可抗力でございます。やらないわけにはいかない、業者を泣かすわけにはいかないわけですから、ここについては適切にやっていく必要がありますので、野洲市として、議会を含めてご認識、ご協力をいただくことになる可能性もあるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいま政策調整部長なり、健康福祉部政策監から答弁をいただきました。要約しますと、まずは債務負担の96億7,000万の範囲内で努力をする。ただし、これは物価スライド、これは当初からそういうお話がございましたので、その範囲につきましては、これはある程度認めているというのもございますので、その範囲内で考えていくというふうに私は受け取りました。その範囲になるように努力をしていただくよう、お願いをしておきます。

それでは、問3に移っていきます。

今回の改訂に当たりまして、土地利用の考え方につきましては医療や商業、教育、文化芸術などの都市機能は集約された拠点間と居住地を結ぶ公共交通網を充実させる多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を基本とするとありますが、第1回審議会におきましても、拠点間のネットワークの構築が課題となっていたという指摘がされておりました。

さらに、今回の審議会におきましても、委員より公共交通が弱いとの意見が出されました。私も同様に、公共交通の脆弱さを強く感じるところでありますが、公共交通網の充実に関して、どのような施策を講じていくのか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） こちらのご質問につきましても審議会経過途中のご意見でありましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

総合計画におきましては、多極ネットワーク型コンパクトシティの考えのもと、公共交通の利便性を向上させることとしております。

現在、法定協議会であります野洲市地域公共交通会議を設置されまして、公共交通網の充実に向けた今後の課題を整理しながら、野洲市地域公共交通計画の策定を進めていただ

いているところでございます。この計画の中で、市民の日常生活を考慮した利便性が高い持続可能な地域公共交通網の構築について示してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいまの答弁につきましては、地域公共交通会議を設置して、その中で十分議論をして、今後の課題を整理して整備につなげていくというようなふうに私は受け止めました。

そこで、再質をいたします。

先ほど申し上げましたとおり、公共交通網に関しましては、審議会におきましても意見が多く出されていたところでございます。今のところでは、バス輸送中心にならざるを得ないと思われませんが、バス輸送以外の整備を考えているのか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 一旦私のほうからお答えをさせていただきますけれども、総合計画の中でお示しをさせていただいております公共交通の利便性の向上という観点におきましては、コンパクトシティの概念のもとに、公共交通を充実させていくという考えを示しておりますけれども、議員ご指摘のように、コミュニティバスの運行を中心に、その拡大ということで記載はさせていただいております。

また、病院計画におきましては、これはもう昨年度お示しをされました基本構想、基本計画の中で、来院通院者の支援計画というのも同時にお示しをしておるものがございますので、併せもって公共交通の充実ということを考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 現在策定中の公共交通計画でございますが、これは野洲市地域公共交通会議で議論されているところでございます。まだちょっと途中なので、詳細についてはまだ定まってないところも多いんですが、そのメンバーの中には、当然近江バスをはじめとする各種民間のバス会社の方、JRの方、またタクシー会社、そのバスやタクシーの協会の方々、また国道や県道を管理する国や県の方々等も、警察も含め、各種の方が入っておられますので、一応目標としましては、単にそのバスだけではなくて、全体の公共交通網についての一定の指針を目的として、今現在協議しているところでございます。

す。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 政策調整部長なり市民部長より答弁をいただきました。

当然、公共交通会議におきまして公共交通網の整備という形で、バス会社、タクシー会社、JR、各交通機関のところから委員を出されて研究をするということでございますので、かなり期待はいたしますけども、分かります。私もある程度担当しておりましたので。ただ、やはり整備は限界があるかと思えます。恐らく夢を描いたような交通網の整備というのは、なかなか正直難しい。最終的には、やはりバス輸送に頼らざるを得ないのではないかなということを懸念しております。決して枠をはめる考えはございませんので、やっぱりメンバーも替わりましたので、多彩な議論を踏まえまして、前向きに取り組んでいただくことをお願いしておきます。

それでは、4点目に移ります。

今回の資料で、総合体育館周辺の拠点形成において、このパソコン資料出ますね。このパソコン資料でございます。都市機能誘導区域におきましては、新病院整備予定地を中心として市道辻町小比江線、多分この市道に間違いのないと思えますけども、併行する形で、半径300メートル、山手に向かって約800メートルと、非常に細長い形状になっております。駅前の中心拠点や北部合同庁舎周辺の地域拠点と比べましても、非常に狭い、狭小との印象が非常に強く残っておりますけども、この区域設定の根拠を政策調整部長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） そうしましたら、総計に関係はしますけど、マスタープランと立地適正化計画の審議中の内容ですので、都市建設部のほうから回答させていただきます。

今回、第2次野洲市総合計画の内容の中で、関連しています野洲市都市計画マスタープランと、あと野洲市の立地適正化計画、これについては一体的に改訂手続を進めておまして、その中で、野洲市民病院の整備予定地になります総合体育館周辺につきましては、拠点中心である野洲市から連続する居住誘導区域の北端に隣接した位置にあるということでございます。その中で、野洲市民病院と体育館が拠点になるということになります。

この拠点の設定におきましては、先ほども答弁させていただく中で、多極ネットワーク

型コンパクトシティという考え方で、コンパクトシティを拠点で結びつけるというような考え方を基本としまして、ここにつきましては居住誘導区域の人口密度を維持しながら土地利用をする、進めていくというようなそういう考え方をしているところでございます。

こういう限定的な範囲に都市機能の集約を進めるということとして、これは無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、現状の市街地の維持可能な発展を図るということで、これは市街化区域方面にスライドするという形で、細長い形といいますのは、中心に幹線道路の主要地方道大津能登川長浜線でございますので、それを中心とした範囲で設定をしたということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 今の答弁、県道大津能登川長浜線を中心に、このような区域設定になったという話でございましたけども、先ほど申しましたとおり、駅前の拠点、それと北部合同庁舎の地域拠点、比べますと、あくまでも非常に狭小であるという印象が強うございますので、ちょっと適切な表現ではないんですけども、付け足したような形に捉まえるのではないかなということを考えております。

今の答弁を踏まえまして都市建設部長に伺いますけども、かどうかちょっと分かりませんが、総合計画の改訂に伴いまして、今申し上げたとおり、説明があったとおり、都市計画マスタープラン、また立地適正化計画と一体的に整備が、改訂が進められておりますが、今回の総合計画審議会の参考資料で、立地適正化計画の土地利用のイメージで、産業系拡大市街地圏域が設定されておりますが、想定される誘導施設として、大規模小売店舗も挙げられておりますが、実際に整備は、今の大規模小売店舗の立地状況を考えますと、ここでの整備については厳しいのではないかなということで、そういったことに関しまして答弁を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

立地適正化計画、あと都市計画マスタープランのほうですけども、これは市街化調整区域の中を今後市街化区域としまして、今日質問でございました拠点と、あと主要道の沿道につきましては、その道路の周辺の方の地域の合意と、あと土地の所有者と、あと、そこに入ってくる場合によっては小売店であったり企業であったり、そういうところの合意形成が図られた上で、市としてはその市街化区域の拡大という形で行政的な手続をしていく

ということであります。

民に任せるということだけではありませんで、大きなプランとしましては、都市計画を立てた上で、市街化区域の活用というところを視野に入れて今審議もしておりますので、その結果を踏まえまして、しっかり手続も進めていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいま都市建設部長から説明を受けました。

今回の議会、1つのテーマがいわゆる沿道の開発といいますか、工業系、商業系、それも踏まえていろんな意見が出されておりました。これは非常に、正直申し上げてハードルが高いことなんですけど、今都市建設部長から、そういったことを踏まえて都市計画の改訂の手続を進めていきたいというふうに受け止めたわけでございますけども、可能性が高いのかどうか、今までもいろんな絵を描いてまいりましたけども、やはり第一に近畿農政局、農地の保全で、非常にハードルがきついということもございました。一番に、やっぱりハードルが高いのはこの農政局の青地の問題をどう解決していくかということで、私も市町村に対しましてもいろんなところでお願いをしておりますし、政務調査会でもいろんな形でお願いをしておりますので、ただ、その可能性が果たして高いものかどうか、可能性があるのかどうか、これは一概に答えられないと思いますけども、今の時点でよろしゅうございますので、都市建設部長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にご回答いたします。

農振解除につきましては、議員おっしゃいますとおり、かなりの時間を要します。その上で、さらに区域区分の見直しをしまして、市街化調整区域を市街化区域にするという手続もございます。

その手続の前段ですけども、繰り返しになりますけども、そこに入ってくる企業、団体、それに対して、その土地を所有している方々と、さらにその地域の合意と、そういう開発を進めることの地域の合意というものがそろって、それから農振解除と区域区分の見直しというような手続になりますので、そこはいろんな意見を聞きながら、地域が本当にまとまっていくという方向性が定まれば、行政としましても手続のほうは進めていくということでございますので、可能性としてはそういう地域の方向性をしっかり見ながら進めていければというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、こういった開発につきましては非常に長い期間も、時間が必要である。それと地元の熱意、それ以上に、やっぱり市の熱意が必要でございますので、まずは第一に市がやる気になる、この市の熱意が一番、その市の熱意があれば地権者を説得できるし、高いハードルでございますけども、近畿農政局もいわゆる説得できるのではないかなと思っておりますので、今後もその熱い情熱に期待をしておきたいなど。よろしく願いをしておきます。

もう一つ、再質でございますけども、先ほどのこの地図でございますけども、出ますか。今の緑の形状の一番向こう側、向こう側って、いわゆる八幡寄りでございますけども、あそこが住居系になっていたと思うんですけど、この住居系としては、今の市街化区域に隣接するところでございますけども、非常に細長い形状でございますので、この住居系を整備するにしても非常に整備がしにくい。区画整理もいかない、民間も、民間開発といっても、なかなかいいまちづくりができないのではないかなという気がしますので、そのあたりはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） エリアの設定についてご回答させていただきます。

まだ審議中ですので、最終固まったというような状況ではございませんけども、住居系の1つの考え方としましては、コアになります中心の野洲市民病院と体育館をコアにしまして、徒歩で歩いても負担がかからない圏域ということで、今300メートルという円を描かせていただいているということになります。

これに合わせまして、先ほどの主要地方道の大津能登川長浜線というところも拠点を結ぶという形で、当然細長い形にはなっておりますけども、この緑色の区域というのは、あくまでこの先端のコアとなる部分から同心円状に範囲を広げたというところを居住系のエリアという形で設定しているということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ご答弁ありがとうございます。

今回の審議会を傍聴させていただきまして強く感じましたことは、今回の審議会委員

の方々の意見に対しまして、事務局の考え方にちょっとポイントのずれがあるように私は感じました。

2回の審議で今回回答申がなされましたが、やはり正直申し上げまして、答申ありきの印象を私は感じました。さらに諸課題がつき込まれたバスがもう出発してしまったということ強く感じたところであります。

それでは、3点目の獣害対策の検討施策についてに移っていきます。

獣害対策につきましては、6月議会におきまして、特にイノシシの対策に関して質問させていただいたところであります。その後もイノシシの出没が続いており、7月上旬には大篠原の成橋の住宅地と新幹線の間農地を私が現地確認したところ、大規模耕作者の方と出会いました。その方が指を指された方向を見てみますと、10メートルほど離れたところに、市道沿いの水路を1.5メートル程度のイノシシがミミズを一生懸命食べていました。今までですと、人間の気配がするとイノシシは逃げたものですが、このイノシシは、その後、その耕作者の方と10分間話をしておりましたが、黙々とミミズを食べていました。そのとき写真を撮り、農政課職員なり環境経済部長にも確認をさせていただいたところでございます。

また、当地先の天竺地先というところでも、別の耕作者が除草中に、何か生き物の気配がすると。振り返ると、イノシシが5メートルのところまで近寄っていて、恐怖を感じたと語っておられます。

当然、この天竺地区地先では、次の写真でございませうけれども、この写真のように被害が出ておまして、このブルーシートのところにイノシシが、いわゆるのり面でミミズを一生懸命食べた跡でございまして、大分荒れておりました。このままではのり面が荒れるということで、ブルーシートをかぶせておられますけれども、これにつきましては、農政課所管の多面的機能交付金事業により修復をお願いしております。特に山手の大篠原、入町、小堤自治会では、イノシシの被害に頭を抱えており、農政課より大篠原自治会長にイノシシの被害に関して、新しい方策を検討しているとの情報がありました。それにつきましては、環境経済部長にも確認をいたしました。

その概要は、イノシシの出没が確認されたその日に限って、禁猟を解除して駆除するという試みでありました。

そこで、1点目、質問いたします。

その新しいイノシシに関する方策の詳細を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、橋議員の1点目のご質問について、ご回答申し上げます。

大篠原地先の天竺圃場の一部におきまして、その場所にちょっと限ってということになりますが、銃器によるイノシシの捕獲というのを検討させていただいております。

当然、実施に当たりましては銃器を使用することになりますので、地元からの要望、さらに同意があった上で、銃器の使用が可能な範囲という限定した中ではあります、イノシシがその範囲において確認され、捕獲団体の体制が整った場合に捕獲を実施するというものでございます。捕獲に必要な捕獲許可証に関しましては、イノシシが発見された当日限り有効という形にさせていただきまして、かつ市の職員立会のもと、安全を確認した上で実施をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 答弁ありがとうございました。銃器を使用するというところでございますので、当然地元の同意なり、使用の範囲ということが限定されると思いますけども、ただ、今の答弁の中で、捕獲体制が整った場合に捕獲を実施するという答弁でございましたけども、その捕獲体制が整った場合とは、具体的にどのような内容か、教示を願いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

大きな流れといたしましては、まず当該天竺圃場におきましてイノシシが確認されたという前提のもと、市のほうないしは自治会に多分連絡が入るかなというふうに考えております。自治会に入りました場合は、それを通じまして市のほうに連絡いただくと。そして、市のほうから捕獲団体、狩猟団体のほうです。そちらのほうに連絡をさせていただきまして、狩猟団体のメンバーが複数人になろうかなと思いますが、その従事者が現地に配置され、そして市の職員がその場に立会するという体制が整ったときに実施可能というふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいまの答弁では、あれでございますけども、この許可証は、

イノシシが発見された当日に限り有効との答弁でございましたけども、イノシシはまさしく獅子奮迅のごとく走り回っておりますので、どこに姿を現すか分からないということでございますけども、この一番の難関は、当日に限り有効というのは、これは何とかならないのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） ご質問にお答えさせていただきます。

当日限りの許可証の発行という部分でございます。当然実施に当たりましては、実施要領を定めまして、確実に市並びに捕獲団体、そして地元の自治会と連携を取るというのを前提といたしまして、速やかに行動できるというような体制を整えるということでございます。

狩猟自体、銃器を使った狩猟というのは、当市、イノシシに対しては行っておりません。議員がおっしゃいますように、当然銃器でございますので、安全に対しましては十二分に対応する必要があるというふうに考えております。ゆえに、当日限りということで、確実にイノシシが出てきて、そして、そのイノシシをいわゆる捕獲できる状況を確認して、安全を第一として実施するというところでございますので、まずもってイノシシが出てきたところを確認し、そして体制を整えて実施するという流れで考えておりますので、その点から考えまして、1日限りという形にさせていただこうというふうに考えております。

といいますのは、通常でいいますと、例えば山狩りではございませんが、イノシシを犬を使って追い出して、そして狩り場に追い詰めて狩猟するというような方法もあろうかなと思います。しかしながら、住宅地に近いような場所でございますので、そうしたことは到底できないかなど。当然駆り出したイノシシを全て捕獲できれば問題はありますが、そのイノシシが住宅地に向かって逃げては、元も子もありません。そうしたようなことから、当然のことながらイノシシが出てくるのを待たざるを得ないかなど。そして、その日に限って、あらかじめ定めた手順に基づいて速やかに行動するというところでございますので、1日限りということになります。そうした許可証でも対応は可能というふうに考え、そうした検討をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいま説明をいただきました。ありがとうございました。

その新しい方策で対応可能という判断をされたんですけども、恐らく県内でも、2点目

でございますけれども、イノシシの被害が大きい圏域が多くありまして、その実施例により今回の方策が検討されたものと推測をいたします。

そこで、県内の実施例とその成果を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 2点目のご質問にお答えさせていただきます。

滋賀県西部・南部地域鳥獣被害対策協議会というのがございまして、そちらの構成市が6市ございます。高島、大津、草津、栗東、野洲という中で、それぞれの取り組みが協議会の中で決定され、公表されておるといふようなところでございます。

この中で確認させていただきましたところ、高島市のほうにおきまして昨年、令和4年度になりますが、38頭のイノシシが銃により捕獲されたというふうに確認をさせていただきました。

また、大津市におきましても同様に、銃器による捕獲というのを実績はあるようでございますが、実数につきましては確認しておらないというところでもございましたので、そういった情報入手したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 先進地で高島が38頭で、銃により捕獲されたという答弁でございました。大津市でもあるようでございますけれども、頭数は定かでないということでもございました。高島、大津、大津も広うございますので、恐らく山城、山が深いと思いますので、そういったことも可能かなと思っております。

そこで、再質ですが、1点目、1点だけですけども、この先行自治体で捕獲後の処理はどのようになされているのか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

イノシシを銃器なりで捕獲した後のイノシシをどうしておるのかというところでございます。

こちらにつきましては、イノシシ、銃器以外にも当方、例えばおり、くくりわなといったような形で捕獲をさせていただいておるところでございます。

こうした動物の駆除に関しましては、鳥獣保護管理法というので定めがございまして、その中に基本指針というのがございます。そこで規定されておりますのは、原則としては

捕獲物は持ち帰るというふうにはなっております。当然イノシシにおきましても食用として利用することもできますので、持って帰っていただいていることもございます。

ただ、やむを得ない場合に限り、例えば山の中で捕れた、到底持って帰れるようなものでないというような場合は、生態系に影響を与えないよう、適切な方法で埋設することができるというふうになっております。この持ち帰りを原則としつつ、場合によっては埋設という形で対応いただいておりますというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） それでは、3点目に移っていきます。

今回の新しい方策の導入のめどにつきまして伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、3点目のご質問に回答させていただきます。

今後、諸課題を洗い出した上で実施要領のほうを作成いたしまして、関係機関との協議を行った上で、そちらが整い次第導入のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいま答弁いただきましたけども、諸課題とは、ちょっとどのようなことが想定されるのか、具体的に教示を願いたいと思います。

また、関係機関との調整という答弁がございましたけども、関係機関は現時点でどの範囲を想定されておるのかお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

今回実施を想定させていただいております場所につきましては、大篠原地先の天竺圍場というところでございます。こちら、民家からは相当、数百メートル離れておるところではございますが、横に新幹線が通っておるところでございます。1点その部分、さらに農道も当然のことながら複数通っておりますので、当然銃器使用という観点から考えまして、安全に配慮した銃器の使用ということで発射方向ですね、銃器、当然撃つ方向というのが重要視されます。その方向の検討、さらに緊急時の連絡体制、それと銃器の使用ということになりますと、狩猟団体におきましても警察より銃器所持許可をいただいて

されておるところでございます。そうした観点から、警察のほうとも実施協議をさせていただくということを想定させていただいております。

警察との協議の結果、その他の団体なりとの協議ということも増えるかもわかりませんが、現時点で考えておりますのは、まず警察と実施協議をして、その後詰めていくというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） いろいろ諸課題はあるようでございますけども、やはり当然、銃器を使用しますので、特に安全に配慮した撃つ方向等も検討した上で、猟友会とも調整の上進めていくという話でございました。

また、当然これは銃器でございますので、警察との協議が必要でございますので、何とかこの協議を進めていただきまして、大篠原、非常にイノシシの出没が大きな課題となっておりますので、同様の被害も発生しておりますので、いつ何時人への被害が出てこないか懸念しているところでございますので、今回の新しい方策が何とか実を結ぶようお願いをいたしまして、私の質問を終わっておきます。ご苦労様でございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第12号、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 第10番、新誠会、益川教智です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。今回の一般質問では基礎的な、基本的なことも数多く聞いておりますが、議論の前提を共通にしたいと思っておりますので、そのあたりも含めて、ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

まず1点目、市立野洲病院の運営についてお伺いいたします。

新病院の整備予定地が総合体育館横となり、それに向けた調査事業、また事業者選定の手続が進められております。新病院整備については、建設以降の持続可能な運営という観点が非常に重要であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

まず1点、現在新病院整備に向けた検討として、いわゆる障がい者病床が試験的に運用されております。これまでの運用状況、また所感をお伺いいたします。先日の一般質問、これまでにあったかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 益川議員の第1問の質問に、ちょっといろいろ加えて

お答えしたいと思います。

というのは、まずここにおられる方のほとんどが障がい者病棟なるものを知らないと思うんですよね。何で、こんなものがいつできたのかというのは。

これは、実は私が神経学会の保険の委員をしている間に、昔ありましたいわゆる老人病院ですね、第2病院という名前がついていたと思いますが、ほとんど。それを厚労省が非常に、当時多分まだ厚生省だったと思うんですが、嫌がりまして、というのは、1日1万2,000円で、朝晩おむつを替えて、点滴1回ないしは2回やって1万2,000円では、とてもこれは保険の運用には向かないというので、やめたいんやけども、どうしたらいいかというのを神経学会に投げかけてきたわけですね。これはやっぱり問題が大きいので、いろいろ議論したんですが、まず最初に出てきたのが、筋肉をやっている連中が筋ジスの患者を殺すつもりかと。家へ帰すのでは、ちょっとそれはあまりだろうということで、強力に私たちが反対しました。見てもらうと、多分ウェブなんか見ると分かると思うんですが、障がい者病棟の一番最初に、大きく筋ジストロフィーと書いてあるのは、そのせいです。別に動けない人だとか、それから歩行困難、それから身障者の中の一部を入れるということ自体は、これはいわゆる期間も一定のお金ですね、入院料で、いうと期限なしで、筋ジスの場合は、もう帰すとそのまま、当時ですから、まだ人工呼吸器のいいのが家庭になかったんです。それで亡くなってしまう。要するに、病院から帰したら死んでしまうということでそういうものができました。

ご存じのように、稼働率が50%か60%ぐらいの病院ですので、何とかいい方法がないだろうかということも考え合わせて、この障がい者病床をつくって見たらどうだろうというので考え始めたんですが、たまたまコロナの病床のことでもういっぱいになっていたということもありまして、西棟の3階に最初何床がいいかなという、8床ぐらいのほうが安全だと僕は思ったんですけども、集まるかなあと思ってはいたんですが、意外と集まりまして、13床で仮運用を始めまして、結構、10床前後の運用をしています。かなりこれは試験的に今まだやっているんですが、13床ということで、これで、そのうち固定するのか、もう少し20床ぐらいまで増やしてみたいなという具合には思っているんですけども、これは湖南地域にこういうものがないということもありまして、地域医療構想の調整会議でも結構機能分化した、病院を分化しろというのは、これは今必死に言っているので、厚労省が、非常にいいことではないかということで、ここの地域にとってもいいんじゃないかということで、他の病院の先生方にも了承をいただいたところでもあります。

当然ですけども、それに伴って回復期リハとか地域包括ケア病棟への紹介も、そこへま
ず来て、様子を見て、入れられるということであれば障がい者病床へ入れようというよう
な全体的な流れで、経営はここに関してはうまくいっているのではないかという具合に考
えています。

あと、難しいのは難病、ほとんど神経難病が入っているんですね、パーキンソンのヤ
ール3度とか、それからちょっと病名を言っても意味がないので言いませんが、多系統萎縮
症のようなものをいろいろ、要するに動けなくなる病気というのはいっぱいあるんですね、
神経の場合は。それを入れて、例えば滋賀医大なんかで診断がついたものを引き受ける
とか、そういうことを積極的に進めて、今後、多分これ1日の点数が4,000点あるので、
普通の病床というか、当院の1日の1病棟の点数よりは高いというので、運営上はいい向
きに行くのではないかという具合に考えています。

この制度自体はなくなることはないですし、療養病床に関してはひょっとするとなくな
るんじゃないかという話もいろいろ伝え聞いてはいたんですが、まだなくなるという話
はない。完全にやめてしまうことはないにしても、点数が大幅に減になるのではないかと
いう話もあるので、それからすると、これは今後本院の維持管理においては、非常に経営
にはいい着眼点であったかなあという具合には考えて、自画自賛するわけではないです
けども考えているところです。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 障がい者病床の経緯等からの大変丁寧なご説明、ありがとうござ
いました。

これまで病院整備に関して、この維持期病床をどうするかというのは、医療療養型にす
るのか、それとも今おっしゃっていただいた障がい者病床にするのかというところで議論
があったところかと思います。

今のお話でいきますと、地域のニーズもありますし、病院運営にも資するという
ことと、もう今後は基本的にはこの維持期病床、病棟を進めていく、ごめんなさい、
失礼しました、維持期病床においては障がい者病床、病棟として運用していくという
ことが基本的な考えということによろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 世の中が変われば、絶対というわけにはいきま
せんから、今言ったような意味で、ちょっとこれでいきますというわけにもい
かないんですが、

当分の間、これで何床まで増やせるかというのもあるので、県内ほとんどないものですから、筋ジスなんかどこに行っているのか、京都へ多分行っているんだとは思いますが、それを県内でいうたら維持できるということであれば、1つの独立した県ですから、やっぱりそこでちゃんとできるというのを、できるだけそういう病院を維持管理していくというような意味でいうと、京都なんかは、例えば宇多野なんかはそういう意味でいうと、そういうパーキンソンの重症な患者を受け入れたりという、やっぱりそういう病院、必要だと思えます。ちょっとそれがなかったというので、ちょっと着眼点としてはよかったですかなという具合には考えていますので、ずっとそのまま行くかどうかは知りませんし、ある日突然県立の何か病院の一部をそういうのに使うというようなことは、本当言うとあるべき姿かなあという具合には考えてはおります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 障がい者病床の特色としては、他にも転用可能というところもあろうかと思えます。ですので、今おっしゃっていただいたように、新たな病院、どこに建つのかは別として、新たな病院の特徴として障がい者病床、病棟というものが地域の人たちにとって受皿となる、そういうものであろうかと思えます。

もう一点再質問させていただきます。

障がい者病床、病棟の運用に当たって、見えてきた課題等が何かあれば教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 現在のところ、とんでもないというか、予期しなかったことに関しては全くありません。やっぱり手がかかるんです、はっきり言えば。これがちょっと問題なので、後でも何か質問があるかと思いますが、看護師さんの補充というか、そこをちゃんと、これ、どっちかというとい者はあんまりやることがないんですよ。さっき言いましたようにコロナと同じで。面倒見てあげることがメインですので、看護師さんの確保といいますか、そういうことをやりたいという人を、今は特定看護師とかいろいろあれがあるので、そういうので少しカバーできるところはしてあげればいかなとは思っていますけども。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） それでは次の質問に移ります。

令和4年度の決算認定に係る資料が今手元に届いております。コロナ関連の収支、補助金であったり、コロナ対応に必要な経費等を除いた病院事業収支についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 益川議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

当院病院事業の令和4年度決算における純利益は9億6,749万1,850円ございました。このうち、まず新型コロナ関連の収益としましては、医業外のほうで病床確保等の補助金として9億7,041万8,000円、地方創生臨時交付金分の一般会計繰出金454万7,000円が計上されてございます。

一方、コロナ対策に必要な支出といたしましては、感染患者等に対応した職員の特殊勤務手当でありますとか、個人防護具を購入いたしましたこと、あるいは感染対策のための施設改修経費を計上しております、これは医業費用のほうで1,980万6,000円となっております。

これら新型コロナ関連の収と支を当年度の先ほど申しあげました純利益から差し引きますと、プラス約1,200万円となります。

しかし、だからといいまして、当院のバーチャル・ウイズアウト・コロナの経常利益が1,200万円しかないという話にはならないということございまして、ご質問の件を正確に、もしコロナがない状態の運営をさらに試算するというのであれば、先ほど申しあげました補助金でありますとか特別対策のための費用をオミットするだけではなくて、病床をさせていた西3階に通常のペースで患者が入っている場合の収益をそこに足し込み、当該西3病棟に関係する人件費や病棟の管理に要する経費などは既に基本的にこの間も支払い続けているので変わりませんが、それ以外の薬品費や診療材料費などの費用も算定してくる必要がある他、逆にコロナの患者を実際に受診した際に得た診療報酬でありますとか、その診療に要した材料費などを減算しなければならないということになってまいります。

以上、ご質問の収支の算定を正確に行うためには相当な手間を要しますことから、現状をお示しすることは困難であるということを申し上げて答弁といたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） これも大変ご丁寧な説明ありがとうございました。

おっしゃるとおり、コロナ関連の収支除くだけじゃなくて、もしコロナがなかったときの入りと出も見なければいけないということではありますが、いずれにしても、依然として病院経営については厳しい状況が続いているという認識を持っております。

では、問3に移ります。

コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴い、国からの補助金の縮小、廃止の方向性が明らかとなっております。市立野洲病院の経営に及ぼす影響についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 益川議員の第3問についてお答えをいたします。

先ほどのご質問で事務部長がお答えしたとおり、令和4年度決算では新型コロナ関連の補助金や支出を差し引いても、一定の黒字経営でした。

新型コロナ関連で一番大きな補助金は、入院患者の病床確保のための補助金ですが、本年5月8日からいわゆる5類への移行後は、病床確保料の単価が1床当たり7万1,000円から4万1,000円に縮減されています。また、県からは現在のところ本年9月末までの病床確保要請を受けていますが、10月以降の動向に関わる補助金の通知等は届いていない現状です。

この補助金が廃止された場合の当院の経営に及ぼす影響については、純利益額の減少などの面で、確かに一定程度の影響は出るものと思われまます。

一方で、これまで新型コロナ患者を受け入れるために空けておく必要があった病床に対して、今後入院患者を確保していくことができるようになりますので、そういったことも見据えて、障がい者病棟の取り組みなども今から詰めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今のお答えは、問2の部長からのご答弁と重複するところがありました。

いずれにせよ、今回コロナの補助金というものがなくなってくることによって、少なからずやはり病院の運営にも支障を来すものだと考えられますし、今後の病院整備、新たな病院においても厳しい状況が依然続くと思えます。並びに、スタッフの確保等も経営に与

える影響が大きいかと思いますが、そのあたりもこの後引き続いて質問させていただきま
す。

では、続いて問4に行きます。

令和4年度の決算附属書類を確認いたしますと、看護師数が103名から92名の11
名減となっています。市立化以降では最大110名在籍していたこともあり、そこから比
較すると、すみません、これは事前通告で28名となっていました、18名の誤りです。
失礼いたしました。パーセンテージはこれで合っているはずですが、18名、約20%弱の
減となっております。病院運営に支障はないのかお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） ないと言えましょうになります。そういうようなお答え
では駄目らしいので、ちゃんとお答えします。

問題は、やっぱりコロナで女性の、変な言い方すると一番働きの、言うたら非常に能力
の発揮できる30代ないしは40代の人がかかり、うちの病院だけじゃないんですけど、
どこの病院も、当院では10人ですけど、もう何百人という、ないしは1,000人もい
るところでは、100人近い看護師さんが辞めています。ですから、これを極端に言うと
全国的な傾向なので何とかしないといけないと。あんまり、これマスコミが取り上げない
ので問題になっていませんが、非常にこれは重要な問題で、日本の場合は看護師の給与も
上げると言って、結局何だかんだといって保険の点数に転嫁してしまうとか、なかなか国
が看護師さんの地位も、それから生活も上げようとしないと。厚生労働省のもともとの軍
隊組織の一部であったということも、話が長くなっちゃうのでやめますが、そういうよう
なものもあるのかなという具合には思います。

ただ、減った分を何とかうまくやっていこうということで、来たときから、着任してみ
たときの感じが、京都大学がかなり看護師の配分に関しては上手にやっていたところもあ
って、例えば外来なんかは昼から患者さんってそんなにいませんよね。特殊外来ぐらいし
か。そうすると、午前中むちゃくちゃ忙しいんですけども、午後いない、患者さんが。そ
うすると、そういう人にあてがわれていた看護師さんを病棟のほうへ応援に行ってもら
うということで、午後の看護師の仕事はかなりの部分が外来で働いていた看護師もサポート
してもらえると、そういう院内での看護師の異動というのをかなり積極的にやっています。

それ以外に、他の、どう言ったらいいですか、看護師さんの多いところの病院でずっと

仕事していたので、ちょっと感覚が違っていたんですが、こういう普通の病院で、ちょっと看護師さんが減ると、やはり全ての、寝たきりが若干多い病院ですから、目が届かないというところがあるんです。そういうのをどういう具合にやったらいいかというようなことを、大分看護部長とも相談しまして、タスクシフトを考えて、ドクターのやるべき仕事というか、やらなくてはいけないような、熱が出ましたと。普通だったら発熱しましたよという具合に看護師さんがドクターに言うわけですけども、それをもう発熱した時点で何と何をやるというような感じで決めてしまうというような、それから、それを全部看護師の判断でやるという、これはタスクシフトというので、結構早目に始めたものですから、うちの看護部長は滋賀県内では結構有名、それで有名になって、多分野洲病院で働いている中では一番有名ではないかと思えます。

本当言うと、ちゃんとした10対1看護とって、普通の患者さん10人に対して1人の看護師さんが割り振れるぐらいの数にするには、110人ないしは120人ぐらいは必要なんです。本当いうと。フルに入ってくると当然。これは計算難しいんです。夜勤とか全部2交代、3交代、いろいろ計算しないとイケないので、あんまり完全に割り算できないので、ちょっと今僕も分からないところもあるんですが、そういうような事情もあって、100人を切るとちょっとつらいというところはあるので、ぜひ集めたいというので、今のところはちょっと看護師さんをあっせんしてくれるようなところから、これで約100人前後になるようにはなっていますけれども、本当を言うと、もう少し増えたほうがいいかなというような感じはしています。ちょっと全体的には看護力に関して言うと、問題がないとは言いかねるところもあるかなという具合には思いますので、ぜひお知り合いがあればご紹介いただけると非常にありがたいなと。ここで言っても変な話ですが、そういうことです。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 本来であれば、今のお話でいいますと110人から120人ほどがナースの方がおられれば十分な看護ができるということでありましたが、現状、この前頂いた資料によりますと、令和5年8月1日現在で看護師数が91名となっておりますが、ここからもう少し増える見込みがあるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 前のデータをどういうのを出したのか分からないんですが、これから来年度に向けてまた新規に採用するというのも増えると、さっき言ったか

つつラインということで、これはもう本当に多ければ多いほどいいんです。一度入院してみられるとよく分かると思いますが、看護師さんというのは多ければ多いほどいいんです。医者なんてろくに患者さん見に行きませんから、やっぱり一番よく見てもらえるのは看護師さんだということをよく考えていかないといけないかなという具合には思っていますので、先ほど言いましたけども、まだ新規採用の今度の分と、奨学金出して来るのは6人ぐらいですかね、いるので、それは確実に来ます。ですから、そんなにむちゃくちゃ破綻しているというわけではないという具合にご理解ください。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） ナースのタスクシフトであったり、院内でのナースの方の担当の異動であったりということをおっしゃいました。病院内での業務というのは全体的に総量というのはそれぞれ決まっていると思いますが、それを医者がやっていた業務を看護師に割り振るということで、看護師の業務量が増えることになろうかと思います。その点に関しては、一定の配慮であったりされているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 極めて妥当な質問だと思いますが、看護師さんというのは、先ほど言いましたように患者さん1人について、必ず本当は1人ぐらいちゃんとついて、寄り添って見ると。そのときに、熱が出ました、ドクター探しているよりも先にさっさと採血したりやったほうがいいということなので、若干議員がご指摘のように増える可能性もないとは言えないと思いますが、そんなにタスクシフトに関して言うと、もうマニュアル化してありますので慣れているというのもありますし、そんなに問題はないかなという具合に考えています。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） いずれにしましても、看護師さんの確保というのは、今、先生もおっしゃられたように、多ければ多いほどよりよい環境になるということで、そのためには待遇、また環境の充実というものがより一層に必要であろうと思います。その観点も含めて、引き続き質問を続けていきます。

では、問5に移ります。

市立野洲病院には、これまで整形外科医が2人おられました。しかし現在1名となっております。経営面における整形外科の重要性についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 整形外科の問題に関してはなかなか、外科が現在ドクターがおられませんので、外科系の医者としては整形外科と、それからもう一つ泌尿器科で、その2科について外科、いわゆる何かけがをしても縫ってくれるという、内科のお医者でも縫うのもいますので、何とか外科については維持できているというか、何とかなっているんですが、これは1人常勤の先生が減ったというのは、もうこれも大学の医局人事という、これ久しぶりに聞いた名前です、京大ではもう医局人事というのは、ここで言うちょっと市長にも申し訳ないんですが、パワハラになるので、これはすみません、言えないんですよ。「どどこへ行け」とか、「こっちへ行け」というのは。「行ってみたらどうですか」とか、「こういうところがありますけど、どうですか」とか、そういう言い方するんです。ちょっとあれなんです、まだ滋賀医大の場合は人も少ないというのもあって、各病院を維持するために医師を動かしているわけですけれども、整形外科の場合はドクターが2人いるんです、大体。多くの手術の場合に。1人ではちょっとやりにくい。もう本当に骨折のピン入れるぐらいしかできないということになってしまうので非常に大変なのですが、できれば2人いたほうが良いというのは当然な人数で、本当言うと3人か4人いるところが多いんですけども、整形外科というのは。というのは、同時に2つの手術をすることが多いものですから。件数がかなり減っていますので、その分の収入がかなり減ったというのはあります。なかなか大変なんですけども、一応来年度からは骨粗鬆症の共同講座というのを滋賀医大の今井教授のところと始めるということで、1人送っていただけるので、これで2人になるという足し算は合うんですけども、ちょっと、もう少し本当言うとサポートしていただくと非常にありがたいというのが私の偽らざる心境です。

病院というのは、どうしても何かこれがあれば、救急隊なんかもそうですけども、これがあればこの病院へ持っていくというのは、これはかなり決まっているので、見せてありますから一覧表を。ですから、そういうことを考えると、できることならそういう、あそこやったら少々の重傷の骨折は連れていってもいいと。

僕が着任した当時は、かなり重傷の骨折も来ていました。2人いてやっていたので。だんだんちょっと減ったというのはありますので、そこら辺はかなり問題はあるかと思いません。

あと、他の整形外科が病院の中でどうなっているかということをし事務長のほうから説明させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 私のほうからは、具体的な数値等々で整形外科に関する重要性というか、どの診療科も重要なんですけども、整形外科についての重要性についてお示しをさせていただきたいと思います。

まず、入院患者総数でございますが、これ、令和4年度ベースで申し上げますと、全体が3万9,941人日に対して、整形は8,797人日でございます。割合は22.0%でございます。

次に、外来の患者の総数でございますが、全体で6万2,450人日に対して、整形は1万3,824人日でございます。割合は22.1%でございます。

次に手術の件数でございますけども、全体ちょうど600件に対して、整形は356件、割合は59.3%ございました。

次に、収益の関係を申し上げますと、これから申し上げます数値は診療のシステムからトレースした数値ですので、決算書とは合わない点、まずご容赦いただきたい、そのために概数で申し上げたいと思いますけども、入院は全体約17億円に対して、整形は4億円、割合は23%、外来は全体7億円に対して整形は1億円、割合は14%ございました。

以上が、整形外科と区分される入・外の収益だけで約5億円あるということでございます。当院の入・外の収益約24億円の2割を占めているということでございます。

これに加えて、当院の回復期リハビリテーション病棟に他の病院から整形があるということで転院を受けているという点でありますとか、整形があるということで二次救急体制を維持できているということも大きく関連いたします他、二次救急体制があることに、さらに引き続いて地域包括ケア病棟の開設ができているという関係もありますことから、先ほどの5億円に加えて、今申し上げましたところの病棟等の収益を足し込みますと6億円、足し込みますと、約合計全体で11億円程度が直接または関連で整形外科があることで収入ができていると言えるところかというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 細かい数字共々示していただきまして、ありがとうございました。

今言っていたかのように、病院運営に当たって整形外科医の重要性というのはかなり大きな部分、運営面において、経営面において、かなり大きな部分を占めるかと思

ます。多分、恐らく駒井部長がおっしゃりたかったことは、だから共同研究講座を進めるんですよということだと思いますが、そこについてはまた改めて議論をしたいと思います。

それぞれの病院に合った病院の運営形態、また実態に合った医師確保が重要になるのかと考えます。市立野洲病院は総合病院でありますので、そういう意味においても、この整形外科医というものの確保が必要になってくるのかなと思いますが、この点を押さえた上で、次に移ります。

病院事業管理者、前川先生来られて約1年間が経過しました。この1年の所感をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 益川議員のただいまの質問に対して、お答えをいたします。

昨年9月に野洲市の病院事業管理者に就任して、先日ちょうど1年になりました。振り返るほどまだ期間は長くないと思っておりますけれども、野洲市の中核的医療機関として、また圏域において二次救急や回復期など、重要な役割を担う病院の事業管理者としての重責を感じながら、病院長やスタッフに支えられて進んできた1年であったと思います。

その間、本年1月には電子カルテのシステムの更新を行い、4月には2名の内科医を大学から招致して増員しました。また、新型コロナウイルス感染症は5月の連休明けに2類から5類相当になりましたけれども、依然感冒外来での陽性率は高率で、コロナ病床も稼働している状況が続いております。私も気を緩めることなく、市民の皆さんが安心していただけるよう、日々努力しているところです。

また、新病院整備につきましては、昨年11月の議会で新病院整備のための準備予算を、本年2月議会では債務負担行為を含む新病院整備予算を可決、承認いただきました。そして、6月1日には新病院整備事業の公告を行い、今11月の事業者選定に向けて進捗しているところであります。引き続き病院長はじめ病院スタッフと連携を図り、新病院整備事業とともに、現病院設備の整備、改修を行いながら、良質で安全な医療の提供と経営面を強化するために引き続き取り組んでいきたいと考えておりますので、ご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 1年たったの所感をお伺いいたしました。

ここでお尋ねしたいと思いますが、今ほど内科医が2名おられたということで、前川先生がお声をかけて来ていただいたということかと思いますが、これまで話していたとおり、今、市立野洲病院には整形外科医がいない。この整形外科医の重要性についても今ほど駒井部長が言っていたとおおり、経営面において大きな部分を占めるところであります。何が言いたいかといいますと、先日、1か月ほど前に藤井寺市の市民病院のニュースがありました。市民病院が廃止されるということであったんですが、そこに関しては、藤井寺市人口6.5万人ほどで、一般会計の予算規模もほぼほぼ同市と同じぐらいです。令和5年度で、病院単体で8億5,000万の赤字が見込まれるため、廃止の方針が打ち出されています。

なぜこれだけ赤字になったかということ、医師の確保が困難だからということ。この場合は、内科医が不足しているということで、なかなか入院が受けられないということから、これだけの赤字が膨らんだということでもあります。

そこからいいますと、それぞれの病院の運営実態に合った医師確保というのが非常に重要になるかと考えますが、この点についての前川先生のご認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 私が昨年事業管理者に就任して以降、今益川議員が言われたように、やはり医療者、特に医師確保について一番重要なポイントと考えて行っまいりました。

でも、以前の答弁でもお話ししていましたが、それほど大きな病院ではなく、なおかつ古くて、さらに若い先生にとって魅力がある病院であるかどうかということも踏まえて、なかなか厳しい現状があります。

それで、私が赴任して、まず最初にしたことは、当然福山病院長の人脈によって医師を確保することも同時ですけれども、私も滋賀医大の関連で各教室にお願いに行ったり、あるいは先ほどお話しした2名の医師、内科医は、私の所属する教室からの派遣であります。

そして、もう一つは、若い先生にとって、例えば内科医であれば、この病院にいていろんな専門医資格が取れるか取れないかということが今重要な課題になります。私が赴任してから、糖尿病の専門医を取れる資格認定施設になりましたし、肥満症の専門病院、これは滋賀県で4施設しかありませんが、そういう施設の認定も取りました。そういう環境整備をしております。

そして、現在栢木市長からも尽力いただいておりますけれども、滋賀県の出身で県か

ら補助金、奨学金をもらっている地元卒、あるいは地域卒の医学生というのがあります。それで、現在滋賀県をA地区、B地区と分けて、A地区は湖南の非常に便利なところにある病院、そしてB地区が長浜であったり甲賀であったり、そういうところに医師をそういう奨学金もらった人に、県知事指定の病院ということで派遣するという制度があります。その中に、野洲病院を入れていただけないかという働きかけを現在しております。うまくいけば来年度には認められる可能性もあって、そうすると滋賀県出身で奨学金をもらった、これは内科医に限りませんが、そういう人が選んでいただけるというか、義務としてそういう病院に行かなきゃいけない中に入れていただける可能性もあります。

そういう努力をして、いろんなこと、先ほどの整形外科に関しても頻回に今井教授の教室には伺ってお話をさせていただいている現状もあります。私のできる範囲で、今言った形で医師確保を続けているのが現状であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 当然、前川先生におかれましては様々な努力をさせていただいておられるかと思えますし、先々を見据えて、この病院が魅力的なものであるように、医師に選んでもらえる病院になるようにという努力をさせていただいているものとは思いますが、まずは目の前の整形外科医の問題というのは、来られる前からご存じで、来られるに当たって、しっかりと担当課との協議がなされていたかと思えます。

前川先生を迎えるに当たって、担当課からは、医局とのつながりというものを非常に重視して、そこから医師確保ができるんだということを言っておられました。それを受けて、この議会はそれを是として、最終的に前川先生が来られました。しかし、現状において、実際この病院運営に大きな影響を及ぼすこの整形外科医というものの不足が明らかになっておりますし、当時の担当課が求めていた、また市立野洲病院が必要としていた医師の確保にはつながっていない現状があるかと思えます。共同研究講座自体否定するつもりはありません。医師確保、市民の健康を守るためには必要です。しかし、過去を顧みずにどんどん前へ進んでいっては反省が生かされません。当時の担当課の提案が失投であった、つまり需要と供給が合っていなかったのではないかと思えますが、病院事務部長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） ご指名いただきましたので、答弁させていただきます。

きますが、まず藤井寺市民病院、いろんな廃止のニュースがございますけれども、今も病院長先生と一緒に画像を見ておったんですけれども、うちよりも古い病院でして、データ見ますと、令和5年現在で主たるところで53年と48年たっている病院でございます。ブレスはまっぴらで、一応耐震はできているようでございます。ずっと市民病院だったので。そういう古い病院で、前川先生のほうのお話からもあったように、当然ドクターが来られるためには専門性を高められるとか、内容面ももちろんあるんですけども、やはり設備の整った病院ということはこれは必須でございます。ですから、新病院をかねてから進めてきているわけで、絶対に成し遂げなければならない事業であるということは、これは共有いただいていることではないかなというふうに思うところでございます。

あと、ちょっと本題になりますけれども、時系列で若干ご認識に誤解があると申し上げてよいのかもわかりませんが、前川先生がご着任になったわけなんですけれども、整形外科の先生が、今、先ほど2人から1人に減ったということをおっしゃっているんですけども、ちょっと言葉をもう一度整理しますと、「常勤医が」ということで、滋賀医大の今井教授もこういう形になる際には、外来の診察室の数であるとか、そういうところではできるだけ市民の方に影響がないように努めるということをおっしゃっていただいておりますし、手術にしましても、常勤医は1人になるわけなんですけども、非常勤のドクターが勤務されるときに、ペアでオペができるような勤務体制というか、非常勤のドクターの勤務体制を今一生懸命医局と協議しながら詰めているわけです。ですから、何もかも2から1になるというようなことではございませんので、ちょっとそこは誤解を解かせていただきたいというふうに思っているところです。

前川先生が来られたから、今、私はこの4月に内科医がお二人増えられたことだけでも物すごいことだと思っているんです。医師確保でもご承知いただいている医療関係の議員さんもおられますけれども、そんな1年、2年で、ましてや半年で結果が出るものではございませんし、何年も何年も先の予約をしてということでございます。といいますのは、ほとんどの先生方は、今別のところの病院で仕事をなさっておられるか、あるいは別のところでちゃんと大学で研究されておられる方ですから、その方の人事ですから、そんな1年、2年でどうこうなるというものではない。

整形外科の先生が2から1に減ったのは医局の人事によるものでございまして、人事でございまして、詳細な理由はここでは申し上げることはできませんけれども、しかしながら、来年の4月から、これは副次的な効果によって2人に戻っていただけることは、議

会のほうで今後お認めをいただけたら、ほぼほぼ間違いないことと認識してございますし、そのあたりも含めて、私は前川先生がおられなかったら、正直、今もう野洲病院は閉める、藤井寺のように閉める方向になっていたというように間違いないと思うところでございます。整形のドクターが1人で、2から1、1とどまったということも前川先生のご功績であると、これは間違いないこととございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今ほど、駒井部長は内科医が2人来ただけでも大層なことだと、大変なことだということではありましたが、先ほども申しましたが、需要と供給です。ニーズとサプライの関係がうまくいっていないのではないかと。そこがマッチングしていないのではないかとということで私はお伝えいたしました。

いずれにしても、この医師確保、病院がどこに建とうが、医師確保の重要性というのは、医師の働き方改革等を考えても、今後より一層重要になると考えられますし、引き続き福山先生、また前川先生におかれましてもそれぞれの人脈等を生かして、この病院運営に資するような形の医師確保、スタッフ確保をお願いして次の質問に移ります。

2点目です。野洲駅南口周辺整備についてお伺いいたします。

野洲駅南口周辺整備構想について、検討委員会がこれまで3回開催されております。駅前整備に係るこれまでの進捗状況及び今後の予定について確認させていただきます。

今回、駅前整備に係るアンケート結果が報告されています。回答総数及び土地活用方法、また、整備されれば利用する施設、そして自由意見について、それぞれ上位3位までの回答結果を確認いたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、益川議員の2点目のご質問、野洲駅南口周辺整備についてのアンケート調査結果についてご回答を申し上げます。

アンケートの結果総数は767件でございます。土地活用方法の結果につきましては、1位が市民の生活利便性向上、2位が駅周辺の中心市街地の活性化、3位が駅周辺のイメージを一新でございます。また、整備されれば利用する施設の結果でございますけれども、1位がカフェ・喫茶店、2位がレストラン、3位がマルシェ等イベント開催できる芝生広場でございます。

最後に自由意見の上位ですけれども、商業施設、飲食を含むこととございますけれども、

を求めることに関連したご意見、さらには生活や交通の利便性を求めることに関連したご意見、病院を求めることに関連したご意見、以上でございます。

なお、アンケート調査結果につきましては、既に市ホームページでも公開をさせていただいておりますので、ご確認をいただけたらというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今、アンケート調査結果についてお尋ねしました。やはりカフェ、喫茶店等々が利用としては多いということでありましたが、その自由意見の中で、飲食を含むこの商業施設を求めることに関連した意見、具体的に何かあれですかね、多分スタバが欲しいであったり、タリーズがいいとかコメダがいいとか、そういうことなんだろうと思います。

次に移りますが、このアンケート結果を整理反映したものが、今回新たに示されたこのA、B、Cブロックにおける事業方針であります「人と人がつながり、にぎわう、居心地のよい駅前空間」ということでよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 2点目のご質問でございます。

事業方針につきましては、野洲駅南口周辺整備構想をベースに、今申し上げましたアンケート調査結果、さらには一次サウンディングの結果を踏まえてお示しをさせていただいております。この中で、居心地がよい空間には自然と人が集い、結果的に、にぎわい創出につながるというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 整備構想全体のコンセプトは、心と体の健康をテーマに、人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり、これに変更はないということで、今までずっと答弁してこられました。今回心と体の健康というところが、今回のA、B、Cブロックの事業方針からは外されております。これは大変重要なテーマだと認識しておりますが、今回外れたということは、残りのD、Eブロックを整備するときに担保するというところでよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回、A、B、Cブロックの事業方針ということで取り

まとめをさせていただきました。南口整備構想の内容、さらには先ほど申しあげましたアンケート調査結果、そしてサウンディング結果に基づいてのA、B、Cブロックをどういうふうな事業方針としていくかというような結果でございます。

特に、整備構想全体の構想につきましては、今益川議員おっしゃいましたように、位置づけは変わってございませんので、後々の全体の中での位置づけということでご確認をいただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 全体の中でのということをおっしゃいましたが、今回A、B、Cでは病院が外れたことによって、恐らく病院が外れたことによって、その「心と体の健康」というものをこの事業方針から外しておられるものかと推察いたします。全体のコンセプトを保つためには、やはりD、Eブロックでこの心と体の健康というものを考える必要があるのではと思うんですけれども、全体の整合性を取るためにはその必要があると私は思うんですが、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回の提案、次のご質問のご回答にも含まれるんですけれども、Aブロックにおいては必須機能を提案していただきたいということで位置づけをしておりますし、また、全体のA、B、Cの中でも任意提案機能ということで位置づけをさせていただいておるものがございます。子育ての世代が気軽に交流できることなど、子育て支援するような機能でありますとか、コンベンション機能でありますとか、飲食機能、その他には駅の利便性を生かしたシェアオフィスやコワーキングスペース、または市民が、来訪者が集えるような温浴施設でありますとか宿泊機能、こういったことも任意提案機能の中で位置づけをさせていただいております。

特に、全体の構想のイメージの中では、こういったことも一部含まれるものがあるのではないかということから、A、B、Cブロックの事業方針の中では、先ほど申しあげました「人と人とがつながり、にぎわう、居心地のよい駅前空間の整備」ということを位置づけさせていただいたところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） いま一何かかみ合っていないような気がするんですが、次の質問

に移ります。

検討委員会において、今回事業者に求める提案事項が示されておりますが、今説明いただきましたけれども、それに補足するようなことがあればお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 3点目でございます。

特に追加をさせていただきますけれども、Aブロックにつきましては特に面積が広うございますし、駅からの玄関口となりますことから、必須であります公的機能の整備を求めるといような観点でございます。現時点におきましては、面積や規模につきましては公募段階で明らかにする予定でございます。

また、先ほど申し上げましたA、B、C全体の中での任意提案機能においてお示しをしております機能につきましては、審査基準におきまして詳細を検討させていただきたいというふうに思いますけれども、提案がありましたら、審査の際に加点をするというような観点で整理をしたものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） これらの提案機能必須、または任意については今示されておりますが、今後何か変更する可能性、変更を検討しているそういうことはありますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今申し上げました機能の部分ですけれども、これまで8月4日に開催をさせていただきました第3回での検討委員会での整理でございますけれども、今後最終的な公募要綱をお示しするのが次回、第4回の会議でございますし、その中でも十分ご意見等を踏まえまして、そこを確認してまいりたいというふうに思います。私どものほうからのご提案という形では、今のところ今申し上げました内容のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 任意提案機能の中に、100名ほどのコンベンションホールというものが含まれています。これ、たしか前回の一般質問でもお尋ねしましたけれども、今文化3施設の統合ということで市の方針がまだ固まっておらず、今日アンケート結果が

出ましたね。まだ全部見られてはいませんが。そこでの連動ということが考える必要があるかと思います。今回その駅前で、A、B、Cのどこかでコンベンションホール100名分造りますよといったときに、駅前のあの文化ホールどうするのかということが固まっていなくて評価しようがないかと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 文化施設の統廃合の結果につきましては、今益川議員おっしゃいましたようにアンケート調査結果を公表させていただき手続をさせていただきましたが、特にその結果を踏まえての方針案ということも10月にお示しをさせていただきましたというふうに考えてございます。

その際に、議員の皆さんのご意見も踏まえての最終的な着地点を見いだしていきたいというふうに思っておりますし、その辺も整合が図れるような形になってこようかなというふうに思っております。

また、文化施設とこのコンベンション機能ですけれども、特にコンベンション機能と言われる部分につきましては、特に一般的にはホテルに併設されるような飲食を含むような広間的な、会合にもお使いいただけるような機能ということをイメージさせていただいているものでございますし、その辺の整合というのは十分図れるものではないかというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） ちょっと今ずれますけど、10月には文化施設についての方針を示すということでありましたが、今までなかなか決着がつかなかったところに、そんなに急に方針が出るものなのかなという気はしますが、ずれるので次に再質問いたします。

今回、事業者から例えばマンション、ずっと懸念されておりますが、マンションについての提案があった場合はどうされますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回提案事項という形で整理をさせていただいておりますが、Aブロックにおいては必須提案機能でございます。こういった機能は必ず設けてくださいというものでございますし、それに補足するような、附属するような施設、機能につきましては、自由提案の中で受け入れていくというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 最初に確認させてもらったアンケートの調査結果で言っていたかもしれませんが、この駅周辺の土地活用についての上位3位挙げていただきましたが、市民の生活利便性の向上と駅周辺の中心市街地の活性化、これが断トツで、図抜けて435と425という回答で、それ以下が200、300もありますね、すみません。

要するにこの2つ、市民の生活利便性の向上、そして駅周辺の中心市街地の活性化、これを求める声が多かった、このアンケート結果からは多かったということです。

今回、マンションの提案についても別に否定はしないということであったかと思うんですが、マンション造ろうとなると、今回この事業者、営利企業でしょうから、最大限かなりの大規模なマンション建設の提案がなされると思います。その提案があった場合、今申しました2つですね、このアンケート調査結果の市民の意向とどう整合性を取ろうとお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 私ども、一旦整理をさせていただいておりますのが、先ほど申しあげました機能の整理でございます。ですから、それに附属する、補足するような施設機能という部分につきましては、民間事業者からの自由提案の中で判断をしてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

また、市民ニーズアンケート調査結果、これまでのサウンディング結果を踏まえて、先ほど申しあげました必須提案機能、任意提案機能というものを位置づけさせていただいておりますので、十分その整合性は図れるものであるというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 補足というか、不足というか、今お伝えしたのは、マンションはかなり大規模な部分を占めることになるであろうという懸念を示した上で今お伝えしました。これ確認させてください。マンション建設が市民の生活利便性向上、また駅周辺の市街地の活性化につながるとお考えかどうか教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回A、B、Cブロックというそれぞれのブロックの位置づけの中で必要な機能をお示しさせていただいたものでございますので、ずばりA、B、C全てがマンションになったときにどうなのかというようなご質問かなというふうに思う

んですけれども、我々申し上げましたとおり、そうした提案機能なり必須機能を踏まえての判断になるということでございますので、全てマンションが建った場合にどうなのかということになりますと、これらの機能が充足されていないというようなことにもなりかねますので、そういった観点で審査をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今の答えを逆説的に捉えますと、マンションだけではどうか、マンションではこの市民からのアンケート結果に応えることはできないということだろうと思います。

では、次の質問に移ります。問4です。

A、B、Cブロックが今回整備の対象となっておりますが、このA、B、Cブロックの一部のみを売却、そして残りは定期貸借にする等の可能性というものはあるのでしょうかお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

この点につきましては、これまでもお答えをさせていただいておりますとおり、売却、借地等につきましては決めずに公募をさせていただきますので、事業者の提案によりましては一部のみ売却、残りは定期借地というような可能性もあるというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） となると、提案してくる事業者は営利企業でありますので、最大限自らのところの利益、その最大化に向けた提案がなされるかと思えます。

この前の委員会の中で、収益性の低い事業については市が事業者から土地を買い取る、または借り受ける、賃貸して運営する可能性もあるということをおられました。これ、まさにその駅前の土地の切り売り以外の何物でもないというふうに思います。全体としてしっかりと市長がずっと言っておられた税収、そしてにぎわい、これが担保されるような提案というものを求める必要があるかと思えますが、お考えをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今どうのこうのというお答えはできない部分はあるんですけども、先ほど来申し上げております機能の部分を十分充足をしていただきますと、構想なり市民の意向等にも合致をするというようなことをごさいますし、にぎわいづくりにも資するというような観点で整理をさせていただいているものでございますし、そのことを踏まえて事業者を選定してまいりたいということを考えておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 収益性の低い事業だけうちがやるということであれば、官民連携って何なんでしょうねということにそもそもなりますので、全体としてしっかりと責任を持った運営をしていただけるような提案を受け付けて、議会でも諮られますし、そのあたりをしっかりと検討いただきたいと思います。

次に行きます。

A、B、C一体で考えることがよりよい計画につながると事業者から聞いていると市の担当者から発言がありました。であるならば、やはり今までも私もこの場でお伝えさせていただいたとおり、全体のA、B、C、D、Eブロックで考えることこそが、この野洲駅南口のよりよい発展につながろうかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 5点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

市の玄関口となります野洲駅南口につきましては、10年以上更地の状態で、地元自治会や経済団体様のほうからも、一日も早い整備を求める声がありました。

A、Bブロックの土地につきましては、民間企業から購入した土地で、現在は低未利用の状態でありますし、D、Eブロックの土地につきましては、以前から市が行政財産として保有し、文化ホールや野洲幼稚園等の施設が立地をし、活用が図られている土地でございます。

したがって、そもそも保有に至った経緯や現況が全く違う土地であるということで整理をさせていただいておりますのと、このような経過や経緯や現状を踏まえまして、野洲駅南口周辺整備構想でお示しをしましたコンセプトに基づき、区域全体での整合を図りながら、A、B、Cブロックにおいてはにぎわい創出エリアとして先行して整備に向けた検討を行っておりますのと、A、B、Cブロックをまとめたエリアとして一体で検討することで、土地の有効活用の可能性が大きく広がるというふうに考えてございます。

一方で、D、Eブロックにつきましては、整備に向けました検討する前に、まずは文化施設の集約方針について別途検討しておるところでございますので、その判断も含めての検討をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今私が言ったような内容は、先日の委員会においても委員から同様の意見がありましたが、それを受けてもなお、今までと同じような答弁を繰り返されるということではよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 特に補足させていただく点はございません。

以上、ご答弁のとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） せっかく委員会を開いて委員が意見を言ってくださっても、全く変わらないということであれば、そもそも何のためにその委員会で皆さんが検討されているのかというのが、全く意味がないことになろうかと思えますし、しっかりと委員の皆さんの議論なども反映した上で進めていっていただきたいと思えます。

次に行きます。

先日の検討委員会の中で、Bブロックの土地形状の整形化に向けた協議を進めているとの説明がありました。協議に至ったきっかけ及びここまでの協議状況について詳しく説明を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 6点目のご質問でございます。

本年、今年3月に第1回の構想検討委員会を開催するに当たりまして、地元自治会、周辺事業者にも事業スケジュール等のご説明に伺ったところでございます。その際に、隣接土地でございますJAレーク滋賀さんが野洲支店の建て替えを予定されておられるというお話をお伺いし、整備時期も重なりますことから、整形化のための土地交換について、可能性として双方で検討するという事になったのがきっかけでございます。

協議の開始時期につきましては6月でございます。

協議状況ですけれども、先方も組織内で協議を検討されているところでございますので、細部につきましては、以上とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） この整形化については、これまでこの土地利用に関してはいろいろサウンディング等をしておられますが、事業者からそのような要望というものがあって、それを受けてということではないということですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 特に、このBブロックに隣接するJAさんとの協議につきましては、互いに土地利用の利点が図られるであろうということから協議に至ったところでございます。事業者のほうから申出があったというようなことではございません。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 地図がないとなかなか分かりづらいと思いますので、今回ぱつと出たものを出させていただいております。これもうちょっとアップにならないですか。

今回提案されている交換区域は、教えていただきたいんですが、Bブロックの整形化ということで、ここはJAさんです。大体イメージとしては、このような形で、ここここを交換する。ここの交換をして、ここのBブロックの整形化を図る、こういう理解でよろしいですか。違ったら教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） すみません、ちょっと益川議員の図示も分かりにくくて、正確なお答えができませんので、それにつきましてはちょっと答弁を控えさせていただきたいんですけども、Bブロックが長方形の土地でございますし、それに隣接をしておるJAさんの土地がございます。そのJAさんの隣接する土地と長方形の一部を交換するというようなことで、互いが正方形に近いような形に持っていくというようなことを今協議させていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 休憩をお願いします。これを見やすいようにしたいので。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後4時40分 休憩）

(午後4時42分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

布施政策調整部長。

○政策調整部長(布施篤志君) J Aレーク滋賀さんとの協議によりまして土地の交換を協議させていただいておりますけれども、具体の図示につきましては差し控えをさせていただきたいというふうに思います。協議途中でございますので、具体の図示については差し控えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(荒川泰宏君) 益川議員。

○10番(益川教智君) パネル映していただいているいいですか。私も委員会を傍聴させていただきまして、公開の委員会であります。それで、最後に示された資料を私の記憶の範囲で図示しますとこのような形になるということで、この赤く塗った場所がJ Aさんになって、ここが、この黒い部分がBブロックとして整形化する。ここ、こどもの家がありますけれども、こういう形で整形化するというような検討がされているということが公開の委員会で担当の方がおっしゃっていました。

これ、すみません、議事録確認いたしますと、このJ Aとの整形化に向けて進んでいるということではありますが、市議会やこの検討委員会でも検討させていただきたいということを担当課が言っておられます。この議会の関与に関しては、どういう形で関わることになるのかお尋ねいたします。議決事項になるのかどうかも含めて。

○議長(荒川泰宏君) 布施政策調整部長。

○政策調整部長(布施篤志君) 土地の交換でございますし、エリアの一部変更という形になりますので、もちろん市議会のほうにおきましてもご説明をさせていただきたいというふうに考えてございますし、しかるべき委員会等で開催をいただき、ご説明をさせていただきたいと思います。

なお、当該土地の交換につきましてはどういった方法で交換をするのかということでございますけれども、価値を同じくするような等価交換を念頭に置いた協議をさせていただいておりますので、その場合につきましては、特に大きな議決事項にはならないというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長(荒川泰宏君) 益川議員。

○10番（益川教智君） 今回の交換をされるということが分かりまして、私もいろいろと関係条文を調べましたが、本市では「野洲市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」というものが定められております。

今布施部長がおっしゃったのは、これの2条ですか、「普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価値の6分の1を超えるときは、この限りではない。」ということで、等価値の交換であるため議決事項ではないということであろうかと思いますが、この下の次の各号というところで、「本市において、公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。」とあります。今回、南口周辺整備構想は確かに市の事業ではありますが、この具体的な土地の交換に当たっては、どのような目的を持って、具体的にどのような利用目的を持って交換されるのかということが、この公用または公共用であるかの判断に重要であるかと思いますが、そこがまだ決まっていない状態で、この公用ないしは公共用ということが言えるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回A、B、Cブロックの土地の整形ということで、市が保有する土地の整形を図るといような観点から、そういった事業のために供する土地という認識でございますけれども、細部につきましては、今益川議員おっしゃいましたような法令解釈も十分確認をさせていただいた上で、手続を確認させていただきたいという認識でございます。

以上の答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 次に移ります。

11月には連携事業者の公募が開始される予定となっております。しかしながら、前回の検討委員会での議論などを聞いておりますと、そもそもこれは何のための委員会なんだということを言っておられる委員の方もおられますし、今ほどお伝えしたように、その委員の意見というものがしっかりと反映されていないような状況が今見てとれます。

このような状況において、今後、今まで示されていたようなスケジュールというものでやっていくのはかなり厳しいんじゃないかと思いますが、この点についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 7点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

南口周辺整備の検討に当たりましては、これまで3回の構想検討委員会での意見聴取、アンケート調査、そしてサウンディング等の機会を通じまして様々なご意見やご提案をいただいているところでございます。

また、今月につきましても第2次のサウンディングも実施をさせていただいているところでございますし、それらの結果も踏まえまして、10月になりましたら開催予定でございます最後の構想検討委員会を開催させていただきまして、事業者選定のための公募要項等をお示ししながら、その後、例えば都市基盤整備特別委員会の開催をお願いするといったこと、市民説明会等も開催をさせていただきたいというふうに考えておりますし、そうしたことを踏まえまして、11月の公募を開始していきたいというふうな予定スケジュールを持っているところでございます。

今申し上げましたように、これまでも丁寧に手続を踏んできてございますし、今後も丁寧に進める予定でございますので、現時点におきましてのスケジュールの変更につきましては考えておらないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 丁寧に説明をしてきたということをおっしゃっていただけますが、今までその検討委員会、また市民説明会等も、私が判断するに、やったという既成事実をつくらうということだろうという判断をされてもおかしくないんだろうなと思います。意見を聞いた上で、それをどう反映させればいいのかということまで含めた上で、引き続き委員会、審議会、検討委員会ですか、開催いただきたいと思います。

では次に移ります。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

引き続き一般質問を行います。

益川議員。

○10番（益川教智君） では大きな3点目、野洲市総合計画の改訂についてお伺いいたします。

新病院の整備予定地が総合体育館横に変更されたことに伴い、現在第2次野洲市総合計画の改訂に向けた審議会が開催されております。

総合計画は、これからの本市のまちづくりの根幹となるものであり、その検討には十分な審議が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。

まず1点、野洲市総合計画の重要性についての認識をお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の、野洲市総合計画の重要性についての認識はというご質問にお答えを申し上げます。

野洲市総合計画は本市の最上位計画であり、分野別の計画等、市が策定する他の計画の指針となるものであることから、大変重要であると認識いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 野洲市総合計画、これに基づいてそれぞれの計画というものが動いていくということになりますので、映画で最近「君たちはどう生きるか」というのがありますけど、まさにどうあるべきか、このまちがどうあるのかということを示す骨格であり、一本芯のようなものであろうかと思えます。

では、次に移ります。

第一次総合計画策定における、すみません、ここからちょっと細かくなりますが、審議会の委員数及び開催回数をお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 2点目のご質問でございます。

第1次野洲市総合計画の策定時におきましては、審議会委員は合計30名でございまして、全体の会議といたしましては、平成17年度に延べ3回、平成18年度に延べ2回の合計5回開催をしているところでございました。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 第1次総合計画、もう改訂の手続は一度取られております。その際の委員数及び開催回数を確認します。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 第1次の野洲市総合計画の改訂時におきましては、審議会委員は合計30名でございまして、全体会議としましては平成22年度に延べ2回、平成23年度に延べ6回の合計8回開催をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） すみません、次に行きます。

第2次総合計画策定の際の同内容です。お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 第2次野洲市総合計画策定時におきましては、審議会委員は合計29名でございまして、全体会議としましては令和元年度に延べ3回、令和2年度に延べ3回の合計6回開催をさせていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 問5です。

現在進めている事業、駅前整備及び新病院の検討委員会、今審議会ですね、ありますが、それぞれお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 駅前整備に関わるものとしたしましては、昨年度に設置をいたしております野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会で、委員数は合計13名で、令和4年度に1回、令和5年度はこれまで2回開催をしております。

次に、新病院整備に関わるものとしたしましては、本年度に設置をされました野洲市民病院整備事業等審議会で、委員数は合計14名でありまして、1回開催をされているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今まで総合計画並びに駅前整備または新病院整備に関する委員会、委員数及び開催回数言っていただきました。

総合計画に関しては全体でお答えいただいていたのですが、それぞれ関連部会が開催されていたかと思えます。それを含めると、もっと回数があったのかと思えますし、駅前整備、

また病院整備に関しても、今までさんざん議論されていたとおり、10年来の事業でありますので、そこから含めると、かなりの回数があったのではなかろうかと思います。それを踏まえた上で、今回の改訂における審議会の委員数及び開催回数をお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回の第2次野洲市総合計画の改訂におきましては、審議会委員は合計7名でございます。本年度は2回開催をしたところでございます。なお審議会委員は当初8名を想定しておりまして、第4号委員の市長が必要と認める者として公募委員を募集しましたが、結果的には応募がございませんでした。

なお、今回の審議会の内容でございますけれども、土地利用構想の見直しに限る一部改訂でありますことから、今回、先ほど申し上げました2回の開催としたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今回は8名予定していたのが7名で、2回の開催であります。これ、野洲市総合計画審議会条例は30名ということが、30名以内ということで予定されています。これは総合計画という大きな最初に確認しましたまちづくりの方針を定めるに当たって、それだけ多くの方々に参画いただいて、変えようと、決めようと、そういう意思だと思えます。あまりに7名では少な過ぎますし、開催回数に関しても、これで本当に十分なのか、私は大いに疑問があります。

次に移ります。

改訂について市民への周知活動、どのように行っているのかお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回の第2次野洲市総合計画の改訂に当たりましては、昨年度に市内各学区で開催をいたしました野洲市民病院整備に係る市民懇談会の中でも、総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画について、いずれの計画の整合性も検証した上で、必要に応じて一部見直す考えであることをまずはお示しをさせていただき、ご説明をさせていただいたところでございます。

そして、野洲市総合計画審議会の公募委員を市の広報で募集する際におきましても、土地利用の構想の見直しにより改訂を行うことについても言及をしているところでございます。

なお、市議会におかれましても、令和5年度当初予算の中で総合計画審議会を開催し、現行の総合計画の改訂作業を行うことについてご説明をさせていただき、予算としてお認めをいただいたところでございます。

このように、改訂計画、今回の改訂そのものについての一定の周知を行ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 審議会の開催に当たって、「広報やす」への掲載周知はされていますか。審議会を開きますということ、ごめんなさい、委員を募集するという事に関しては私も確認していますが、それ以降、審議会の開催については市「広報やす」での周知はしておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 開催のタイミングによりまして、広報に掲載ができなかったという経過がございますけれども、今回の改訂の経過などの周知でございますけれども、総合計画審議会を開催する際におきましては、市ホームページ、市公式LINEアカウントにて周知をさせていただいておりますし、会議は公開で実施をさせていただいております。また、結果につきましても市のホームページに当日資料や会議要録を掲載しまして、市民の皆様へ情報提供をしているところでございます。

また、さらに、今回の改訂に係りますパブリックコメントの実施におきましては、野洲市パブリックコメント手続実施要領に基づき、市広報及び市ホームページへの掲載の他、報道機関への情報提供もさせていただき、野洲市本館情報公開コーナー他にて閲覧に供しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 要するに、「広報やす」での周知はされていないということですね。今回、4月からカラー化されて、より発信力を高めようということによっておられますが、せっかくそういうことがあるのに、なぜそこを使われないのか。ちなみに、2次の策定までは全部審議会、この日にやりますということを周知されておりました。もし今回の改訂を皆さんに知っていただこうと思えば、当然これは広報でも掲載されるべきものであろうかと思えます。

次に移ります。

時間がないので、すみません問8、問9は飛ばさせていただきます。回答をご用意いただいで申し訳ないです。

問10、今回の改訂による本市のまちづくりに及ぼす影響について、認識を市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 改訂による本市のまちづくりへの影響についての認識はの問いにお答えいたします。

さきに政策調整部がお答えいたしましたとおり、今回の改訂につきましては、既に第2次野洲市総合計画で明記している多極ネットワーク型コンパクトシティの考え方に基づいた上で、市域の中心に新たな拠点を位置づけるものです。

この新たな拠点は、市内各所からの車でのアクセスに優れ、市街化区域に隣接した利便性の高い場所であることから、本市のまちづくりによい影響が出るものと認識いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今回のその改訂が、先ほど布施部長が一部改訂であるため、今回8人、7人の審議会委員ということでありましたが、市長においては、この改訂というものが大きい、この本市にとって影響が大きいのか小さいのか、どう考えておられるのかお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 大きい小さいというよりも、本市のまちづくりによい影響が出るというふうに認識をいたしております。だから、大きいとか小さいとかいう問題ではなく、大きいか小さいかということではなく、本市のまちづくりによい影響が出るということで認識をしていると。どこの地域についても、ここは大きい、ここは小さいという問題ではないということです。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今回、拠点を1つ増やすということでありまして。今まで北部合同庁舎並びに駅前を中心としたまちづくり、そこをそれぞれの拠点としてまちづくりを行っていったということでした。それが駅から病院がなくなり、その機能が分散され、新たな地域拠点として示すということでありまして、駅前での病院に関しては10万人の利

用者がおられました。延べ数で約。それがなくなったということについても考える必要がありますし、新たな拠点形成においても、この「スポーツ並びに健康」だけでは拠点たり得ないという委員のご意見もありました。その点についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 新たな拠点としての位置づけが十分できる可能な場所であるという認識のもとで提案をさせていただいて、ご審議いただいて、決定していくということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） では最後に1点、駅前から病院という機能がなくなります。誘導施設が失われることになりまして、駅前のにぎわいと税収をうたっていたこと、これとの整合性をどう担保されるのか、最後にお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前は12億5,000万で市が購入した土地でありますし、その土地に市が運営する市立病院という、税金を投下して建てる、整備するという病院を整備して、その上にまた毎年毎年基準内繰入れというものを入れているかなあかん公共施設を駅前につくるよりも、体育館東側の市有地に持っていくということがベストだということと、駅前にはにぎわいを創出するという観点で整備していくということで私は考えておるわけですから、別に整合はされているというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） ここで、長尾市民部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市民部長（長尾健治君） 議長のご了解をいただきましたので、発言させていただきます。

先ほど鈴木議員のほうからご質問いただいておりますので、野洲市のふるさと納税の参加事業者のうちで、商工会の所属されておられる事業者の割合等についてお尋ねいただいたことから、今ご答弁させていただきます。

現在、当市のふるさと納税参加事業者44、それとは別に、今2事業者が登録事務中です、のうち、商工会の所属事業者は25でございます。このうち、令和4年度における商工会所属事業者が販売した額は858万6,000円、個数では446個で、金額ベースで全体の0.54%の割合になります。主な商品は牛肉でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明7日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後5時07分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年9月6日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 木下伸一

署名議員 津村俊二